

労働安全衛生法

早回し過去問論点集

2020 年版

法改正情報

2020 年度対策として、労働安全衛生法は大きな法改正の予定はありません。

(更新履歴) 法改正等の更新の際には、ページ数等を記載していきます。

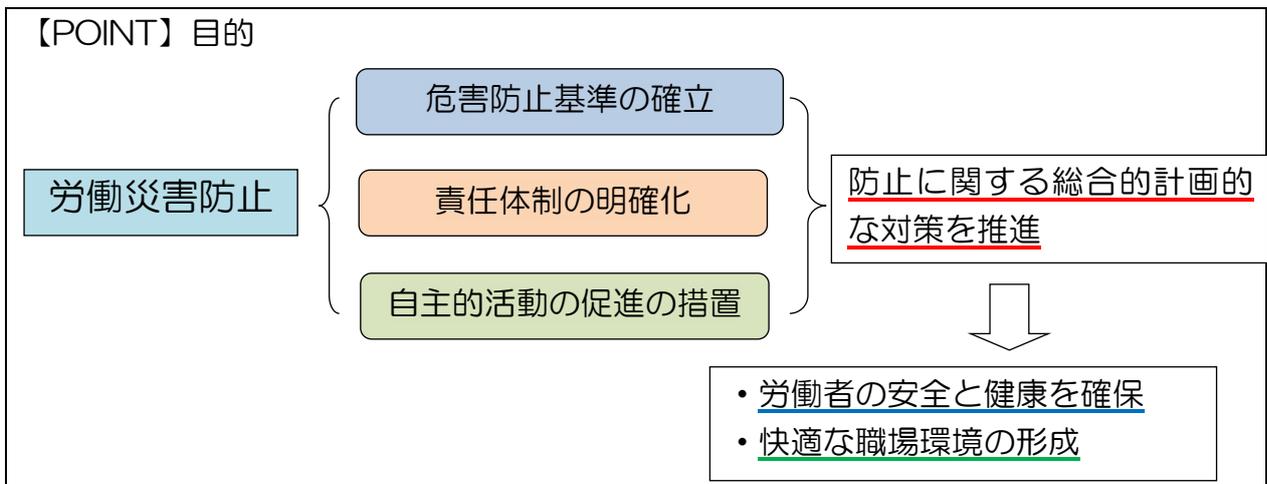
[法 1 条、2 条他] 総則、定義等

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
◎	—	—	—	—	—	◎	—	○	◎	④	○	◎	◎

目的（法 1 条）

[条文] この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。



[選択式 R1 年]

労働安全衛生法は、その目的を第 1 条で「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、【 D 】の形成を促進することを目的とする。」と定めている。

D：快適な職場環境

[選択式 H24 年]

労働安全衛生法第 1 条は、労働災害の防止のための【 D 】の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、【 E 】を促進することを目的とすると規定している。

D：危害防止基準 E：快適な職場環境の形成

[選択式 H27年]

労働安全衛生法に定める「事業者」とは、法人企業であれば【 D 】を指している。

D：当該法人

[選択式 H18年]

労働安全衛生法第3条第1項の規定においては、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて【 D 】なければならない。」と規定されている。

D：職場における労働者の安全と健康を確保するようにし

[選択式 H30年]

労働安全衛生法で定義される作業環境測定とは、作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行う【 D 】、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

D：デザイン

□ 労働安全衛生法は、労働基準法と一体的な関係にあるので、例えば「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、」に始まる労働基準法第1条第2項に定めるような労働憲章的部分は、労働安全衛生法の施行においても基本となる。

[正解 H29年-8E]

【POINT】

労働安全衛生法は、もともと労働基準法の中にあった「安全及び衛生」の項目が、昭和47年に分離独立した法律です。

(昭和47年9.18発基91号) :平成15年選択式

労働安全衛生法と労働基準法との関係については、労働安全衛生法制定時の労働事務次官通達で明らかにされており、それによると、労働安全衛生法は形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は、労働者の労働条件の重要な一端を占めるものであり、労働安全衛生法第1条、労働基準法第42条等の規定により、労働安全衛生法と労働条件についての一般法である労働基準法とは一体としての関係に立つものである。

労働安全衛生法は、労働基準法の1部を独立させて拡充した法律
(昭和47年10月施行)

□ 労働安全衛生法における「事業者」は、労働基準法第10条に規定する「使用者」とはその概念を異にするが、「労働者」は、労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

[正解 H28年-9A]

【POINT】

労働基準法…法10条（使用者）	労働安全衛生法…法2条（事業者）	
事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。	事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 使用者の概念を事業主以外にも拡大し、法的責任を負わせている。 (広い) </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 主たる義務主体は「事業者」であり、法人（会社）であれば法人、個人企業であれば事業主を指す。(狭い) ⇒事業主体＝責任主体 </div>	
労働基準法上の労働者	=	労働安全衛生法上の労働者

□ 労働安全衛生法では、「事業者」は、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。」と定義されている。

[誤り H26年-8A]

⇒ 「事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。」に置き換えれば正解です。

【POINT】

設問の「事業者」は、労働基準法の「使用者」の定義になるため誤り。
労働安全衛生法の「使用者」の定義は
⇒ 「事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。」

□ 労働安全衛生法の主たる義務主体である「事業者」とは、法人企業であれば当該法人そのものを指している。

[正解 H15年-8A]

H27年 選択式出題

【POINT】

労働安全衛生法における「事業者」とは、事業を行う者で、労働者を使用する者をいいます。一方「労働者」とは、労働基準法9条に規定する労働者をいいます。

□ 労働安全衛生法における「労働災害」は、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいうが、例えばその負傷については、事業場内で発生したことだけを理由として「労働災害」とするものではない。

[正解 H28年-9B]

【POINT】

前半の論点は、「労働災害」の定義が記載され、後半の論点では、「事業場内で発生したことだけを理由として「労働災害」とするかどうかを聞いてきています。

在宅勤務や事業外労働等事業場外で負傷を負う可能性もあり、その場合の負傷は労働災害と認定されることがあるので正解になります。

□ 労働安全衛生法における事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決するものとし、経営や人事等の管理事務をもつばら行なっている本社、支店などは、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定するものとしており、たとえば、製鉄所は製造業とされるが、当該製鉄所を管理する本社は、製造業とはされない。

[正解 H28年-9C] 通達（昭和47年9月18日付け発基第91号）

【POINT】

例えば、総括安全衛生管理者の選任規模は、下記のように業種ごとに、使用労働者の人数により決定されます。

使用労働者数	業種
常時 100 人以上	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業（屋外産業的業種）
常時 300 人以上	製造業（物の加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
常時 1,000 人以上	その他の業種

業態とは、例えば、各種商品小売業では、百貨店やスーパー、コンビニ等の具体的な形態のイメージです。

問題文の1行目にあるように、事業場の業種の区分は、業態によって個別に決するものとしています。

業種 > 業態

安全管理者や安全委員会等に関しては、本社、工場等事業場単位で選任、設置するということになります。

□ 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を策定しなければならないこととされており、現在、「死亡災害の撲滅を目指して、平成 24 年（2017 年）と比較して、平成 29 年（2022 年）までに労働災害による死亡者の数を 15%以上減少させること」などを盛り込んだ平成 25 年（2018 年）4 月から平成 30 年（2022 年）3 月までの 5 年間にわたる計画が進められている。

〔正解 H28 年-9D〕

第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月までの 5 年間）

【POINT】労働災害防止計画

■計画の目標（概略）

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者の数を 15%以上減少させること
- ② 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上の死傷者の数を 15%以上減少させること

[法3条] 事業者等の責務

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
-	-	-	-	-	-	-	-	②	-	-	②	-	-

□ 事業者は、労働安全衛生法上、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない責務を負っている。

[正解 H15年-8B]

「責務」がキーワードです。「責務」という用語が出れば、下記3パターンを想起する必要があります。

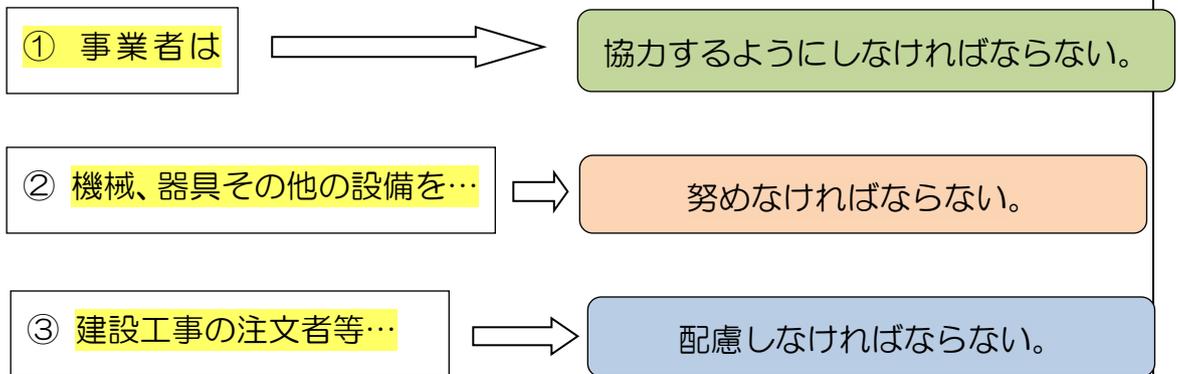
[条文] 法3条（事業者等の責務）

- ① 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。
- ② 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。
- ③ 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

【POINT】事業者は、労働者の安全と健康を確保する責務を負っています。

主語のキーワードと末尾が重要です。

「責務」というキーワードが出てくれば…



[選択式 H17年]

労働安全衛生法においては、機械等の労働災害防止に関して、「機械、器具その他の設備を【 D 】し、製造し、又は輸入する者は、これらの物の【 D 】、製造又は輸入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生防止【 E 】なければならない」旨の規定が置かれている。

D：設計 E：に資するように努め

□ 労働安全衛生法は、機械、器具その他の設備を設計し、製造し、又は輸入する者にも、これらの物の設計、製造又は輸入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生防止に資するよう努めることを求めている。

[正解 H29年-8C] 法3条（事業者等の責務等）

【POINT】②に該当

機械等の不具合による労働災害を防止するために、設計者や機械等の製造者、輸入者に対しても、労働災害の発生防止に対する努力を求めています。

（間接的に関与する者に対する労働災害の発生防止ということになります。）

□ 労働安全衛生法は、原材料を製造し、又は輸入する者にも、これらの物の製造又は輸入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生防止に資するよう努めることを求めている。

[正解 H29年-8D] 法3条（事業者等の責務）

【POINT】

考え方は、平成29年8Cの問題と同じです。

□ 労働安全衛生法第3条第3項においては、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者について、「施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。」と規定されている。

[正解 H26年-8B]

【POINT】法3条の③の「建設工事の注文者等…」に該当
⇒配慮しなければならない。

□ 労働安全衛生法においては、**建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は**、当該仕事を請け負った事業者から、当該仕事による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならないこととされている。

[誤り H15年-8D]

⇒「施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。」

【POINT】

「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者」とくれば、法3条の3つのパターンを思い出せば自ずと答えが出てきます。

□ 労働安全衛生法第3条第2項では、**機械、器具その他の設備の製造者の責務として**、機械、器具その他の設備の製造に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない旨が規定されている。

[正解 H26年-8E]

【POINT】

法3条の②の「**機械、器具その他の設備を**」に該当
⇒**努めなければならない。**

[法 20 条、21 条他] 事業者の講ずべき措置等

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	④	○	—	—	—

□ **事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない、それが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。**

[正解 H27年-8A] (改題)

【POINT】

労働安全衛生法規則 519 条（作業床の設置等）からの出題です。
 ほぼ条文そのままです。

[条文]

- ① **事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」）を設けなければならない。**
- ② 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

【POINT】

労働安全衛生法規則 518 条（作業床の設置等）

上記の規則 519 条との違いは、（作業床の端、開口部等を除く）の個所です。

〔条文〕

① 事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

② 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

■厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正（平成 31 年 2 月 1 日から施行）

「安全帯」⇒「**要求性能墜落制止用器具**」に変更



■作業床が 2 メートル以上の場合の作業床の設置等

作業床が 2 メートル以上の場合の作業床の設置等で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合

作業床の端、開口部	作業床の端、開口部以外
規則 519 条 足場ではなく囲い、てすり、覆いを設置	規則 518 条 足場を組んで作業床を設置

□ **事業者は**、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

[正解 H27年-8B] (規則 101 条1項)

【POINT】

労働安全衛生法 20 条（事業者の講ずべき措置等）の 1 号を具体的に明記した規定です。

[条文] 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 号 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 2 号 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 号 電気、熱その他のエネルギーによる危険

□ **事業者は**、一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又は貨物自動車から卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に、作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し作業を直接指揮することなど所定の事項を行わせなければならない。

[正解 H27年-8E] (規則 151 条の 70)

【POINT】

平成 27 年問 8 B と同じく、労働安全衛生法 20 条の第 1 号を具体的に明記した規定です。

□ **事業者は**、事務所の室（感光材料の取扱い等特殊な作業を行う室を除く。）における普通の作業を行う作業面の照度を、150ルクス以上としなければならない。

[正解 H27年-8D] 労働安全衛生法規則（604条…照明）

【POINT】

■条文

事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。但し、感光材料を取り扱う作業場、坑内の作業場その他特殊な作業を行なう作業場については、この限りでない。

精密な作業	普通の作業	粗な作業
基準…300ルクス以上	基準…150ルクス以上	基準…70ルクス以上

平成13年の択一にも同じ論点の問題が出題されています。

問A **事業者は**、労働者を常時就業させる場所（感光材料を取り扱う作業等特殊な作業を行う作業場を除く。）の作業面の照度を、精密な作業について150ルクス以上にしなければならない。

[解答] 誤り ⇒ 「300ルクス以上」にすれば正解です。

□ **労働者は**、労働安全衛生法第26条により、事業者が同法の規定に基づき講ずる危険又は健康障害を防止するための措置に応じて、必要な事項を守らなければならないが、その違反に対する罰則の規定は設けられていない。

[誤り H28年-9E]

⇒ 「その違反に対する罰則の規定は設けられている。」

【POINT】

「労働者は、事業者が同法の規定に基づき講ずる危険又は健康障害を防止するための措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。」と規定されています。

⇒同法の規定に違反した者に対しては、50万円以下の罰金に処せられます。

[法 28 条の 2] 事業者の講ずべき調査等

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—

[選択式 H29 年]

労働安全衛生法第 28 条の 2 では、いわゆるリスクアセスメントの実施について、「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する【 D 】（第 57 条第 1 項の政令で定める物及び第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物による【 D 】を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定めている。

D：危険性又は有害性等

[選択式 H19 年]

労働安全衛生法第 28 条の 2 第 1 項においては、「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又【 D 】危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されている。

D：作業行動その他業務に起因する

[法 29 条] 元方事業者の講ずべき措置等

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
○	—	—	—	②	—	—	—	○	—	—	—	—	—

数次の請負関係がある場合の最も先次の注文者

□ 労働安全衛生法第29条第2項には、元方事業者の講ずべき措置等として、「**元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。**」との規定が置かれており、**この規定の違反には、罰則が付いている。**

[誤り H26年-8D]

⇒ 「罰則は付されていない。」

□ 業種のいかんを問わず、**元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。**

[正解 H18年-9C]

元方事業者である建設業・造船業⇒特定元方事業者

□ **製造業に属する事業の元方事業者は、関係請負人が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又は同法に基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないが、これらの規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないが、関係請負人の労働者に対しては、このような指導及び指示を直接行ってはならない。**

[誤り H22年-8B]

⇒ 「関係請負人に対しても、必要な指導及び指示を行わなければならない。」

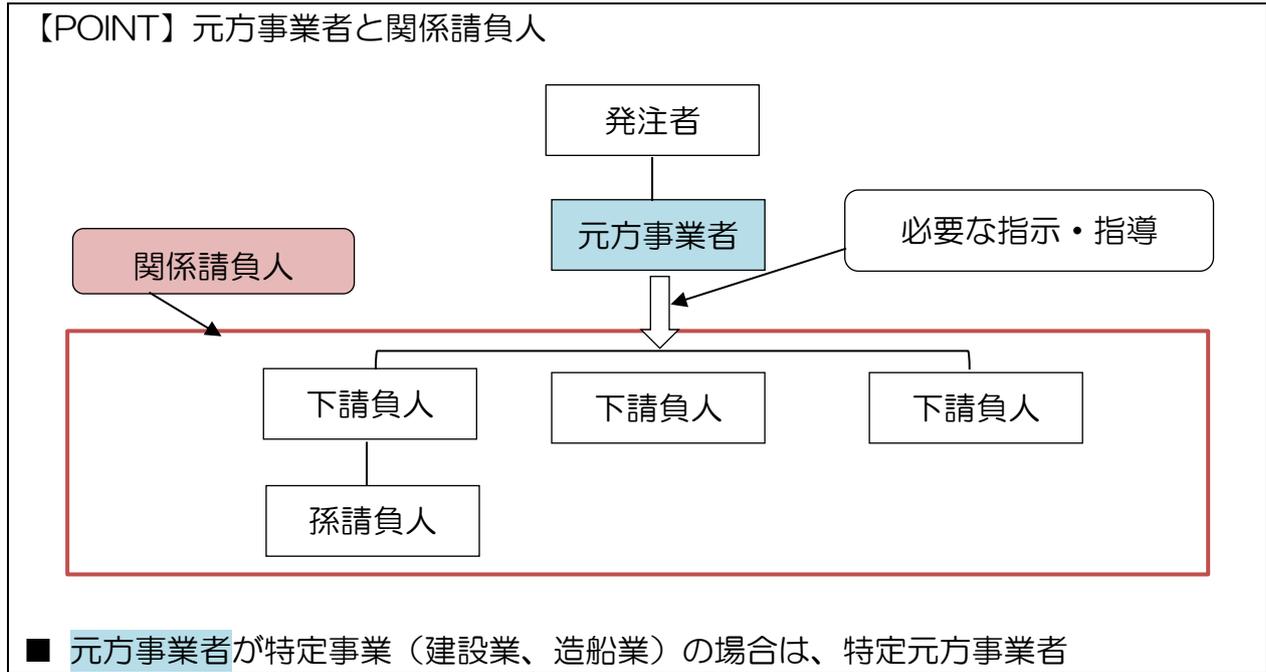
【POINT】

3つの論点から構成されています。前段、中段の論点は正しい設問で、後段が誤りになります。

□ 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所（関係請負人の労働者に危険が及ぶおそれのある場所に限る。）において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導等の必要な措置を講じなければならない。

[正解 H22年-8C]

元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われる場合の元方事業者以外の下請負人のこと



[法 30 条] 特定元方事業者等の講ずべき措置

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
○	—	②	—	②	—	—	—	—	○	—	—	—	—

□ 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するために、作業期間中少なくとも1週間に1回、作業場所を巡視しなければならない。

[誤り H27年-8C]

⇒「毎作業日に少なくとも1回」

建設業及び造船業

【POINT】

特定元方事業者が講ずべき措置（法 30 条 1 項）

- ① 協議組織の設置及び運営
- ② 作業間の連絡及び調整
- ③ 作業場所を巡視（具体的には規則 637 条）
- ④ 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助

（規則 637 条）

特定元方事業者は、法第 30 条第 1 項第 3 号の規定による巡視については、毎作業日に少なくとも 1 回、これを行わなければならない。

□ 特定元方事業者が講ずべき措置の事項として、労働安全衛生法第 30 条第 1 項第 4 号は、「関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと」と規定しており、関係請負人である事業者は、労働安全衛生法第 59 条第 2 項の規定に基づいて、作業内容を変更したときの安全又は衛生のための教育を行う必要はない。

[誤り H20年-10E]

⇒「教育を行わなければならない。」

□ 特定元方事業者が講ずべき措置の事項として、労働安全衛生法第 30 条第 1 項第 1 号は、「協議組織の設置及び運営を行うこと」と規定しているが、統括安全衛生責任者を選任した特定元方事業者は、当該統括安全衛生責任者に当該事項を統括管理させる必要はない。

[誤り H20年-10D]

⇒「統括管理させなければならない。」

□ **造船業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置及び運営を行うこと、作業場所を巡視すること、関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと等に関する必要な措置を講じなければならない。**

[正解 H22年-8D]

【POINT】

設問のとおり、特定元方事業者等の構すべき措置に関する規程は、**建設業及び造船業の元方事業者に対して適用されます。**

□ **建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害を防止するため、当該場所で新たに作業に従事することとなった関係請負人の労働者に対して、必要な安全衛生教育を行わなければならない。**

[誤り H17年-8E]

⇒「**関係請負人が必要な安全衛生教育を行わなければならない。**」

□ **製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置等の必要な措置を講じなければならない。**

[正解 H22年-8E]

□ **製造業に属する事業（労働安全衛生法第15条第1項に規定する特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置及び運営を行うことに関する措置、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。**

[誤り H18年-9A]

⇒「**協議組織の設置及び運営を行うことに関する措置**」を削除すれば正しい。

【POINT】

協議組織の設置及び運営を行う措置は、特定元方事業者（**建設業及び造船業**）に関して必要になります。

□ 労働安全衛生法に関する次の記述のうち、造船業を除く製造業の元方事業者がその労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合に、法令の規定により講じることが義務付けられている措置として、正しいものはどれか。

- (A) 元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織の設置及び運営を行うこと。
- (B) 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育を行う場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等を行うこと。
- (C) 統括安全衛生責任者を選任すること。
- (D) つり上げ荷重が1トンのクレーンを用いて行う作業であるときは、当該クレーンの運転についての合図を統一的に定めること。
- (E) 元方安全衛生管理者を選任すること。

[正解 D H24年-8A~E]

【POINT】

- (A) 協議組織とくれば、特定元方事業者になるので誤りになります。
- (B) 特定元方事業者に課せられています。
- (C) 一定規模以上の特定元方事業者に課せられています。
- (D) 正しい。
- (E) 一定規模以上の建設業を行う特定元方事業者に課せられています。

■設問の冒頭に「造船業を除く製造業の元方事業者」とありますが、特定元方事業者（建設業及び造船業）以外の製造業として捉えてください。

【法 33 条、34 条】 その他の措置義務等

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
③	—	—	—	—	—	③	—	—	—	—	—	—	—

□ **注文者は**、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、労働安全衛生法又は同法に基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

[正解 H24 年-10A]

【POINT】

内容が読み取りにくい問題です。

例えば注文者が、下請負業者に対して違法な残業をしてでも納期を守らせるような依頼をするケースが考えられます。当然指示してはならず違法になります。

具体的には、リース会社

□ 労働安全衛生法第 33 条第 1 項の**機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は**、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため、当該機械等を操作する者が当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認する等必要な措置を講じなければならない。

[正解 H18 年-9D]

【POINT】

機械等貸与者は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場で当該機械等による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければなりません。

□ **不整地運搬車を相当の対価を得て業として他の事業者**に貸与する者は、所定の除外事由に該当する場合を除き、当該不整地運搬車の貸与を受けた事業者の事業場における当該不整地運搬車による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

[正解 H24 年-10B]

【POINT】

不整地運搬車という具体名での出題ですが、内容は、機械等の貸与者の構すべき措置に関する設問です。



□ 労働安全衛生法第34条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため、当該建築物の避難用の出入口若しくは通路又はすべり台、避難用はしご等の避難用器具で、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用するものについては、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持しておく等必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

[正解 H18年-9E] 法34条（建築物貸与者の講ずべき措置）

【POINT】

原則	例外
建築物の貸与者は、労働災害を防止するために必要な措置をとらなければならない。 （労働災害とは、事故だけでなく、不衛生な状態で健康を害することも含む。）	<u>建築物の全部を一の事業者に貸与する場合は、措置不要</u>

ビルなら1棟まるごと、倉庫なら倉庫まるごとを1つの事業者に貸与した場合は、措置義務なし。

■ **建築物貸与者**とは、事務所又は工場の用に供されるものを他の事業者に貸与する者（有償、無償に関係なく安衛法が適用）

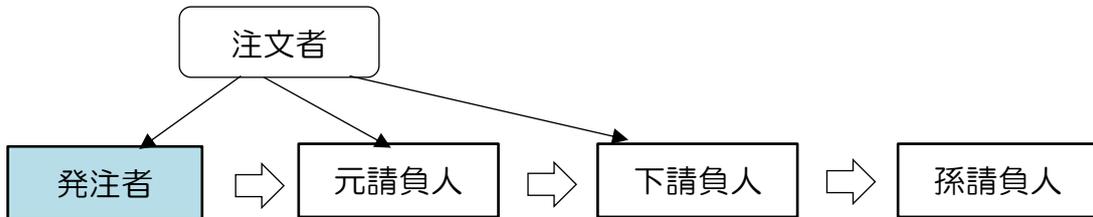
□ 工場の用に供される建築物を他の事業者に貸与する者は、所定の除外事由に該当する場合を除き、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

[正解 H24年-10C]

□ 石綿障害予防規則第8条の規定に基づき、建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

[正解 H18年-9B]

【POINT】発注者と注文者の相違



■ 発注者とは、最初の注文者（いわゆる施主）のこと。
 注文者とは、元請負人は、下請負人に、下請負人は、孫請負人に仕事を注文する意味（仕事を他人に請け負わせている者）では、それぞれが注文者になります。

□ 重量が1つで0.5トンである貨物を発送しようとする者は、所定の除外事由に該当する場合を除き、当該貨物に見やすく、かつ、容易に消滅しない方法でその重量を表示しなければならない。

[誤り H24年-10E]

⇒「1トン」

[POINT]

一の貨物で、重量が1トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示する義務が発生します。

□ 事業者は、夜間に労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠することのできる機会があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

[正解 H17年-10C]

【法 10 条】安全衛生管理体制

【出題実績】 ○択一式 ◎選択式

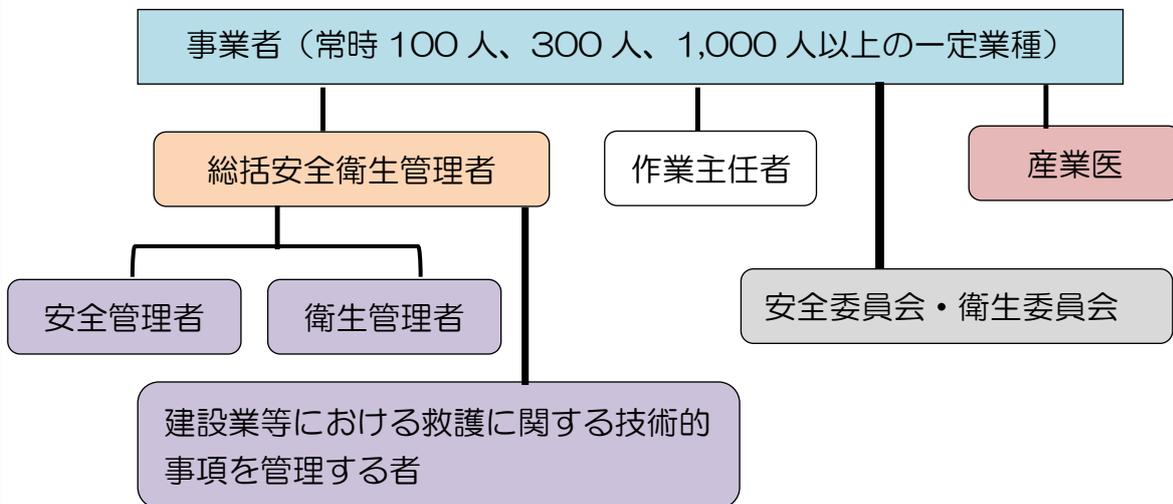
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	⑤	③	—	—	○	○	—	○	—	◎	○	—	—

【選択式 H28 年】

労働安全衛生法第 10 条第2項において、「総括安全衛生管理者は、【 D 】をもって充てなければならない。」とされている。

D：当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者

【POINT】安全衛生管理体制



	屋外産業的	屋内・工業的	その他業種
総括安全衛生管理者	常時 100 人以上	常時 300 人以上	常時 1,000 人以上
安全管理者	常時 50 人以上		不要
衛生管理者	常時 50 人以上		
産業医			
安全衛生推進者	常時 10 人以上 50 人未満		不要
衛生推進者	不要		10 人以上 50 人未満
安全委員会	業種により 50 人以上又は 100 人以上		不要
衛生委員会	常時 50 人以上		

□ 常時 120 人の労働者を使用する清掃業の事業場の事業者は、総括安全衛生管理者を選任する義務があるが、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者であれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を総括安全衛生管理者に選任し、当該事業場の労働災害を防止するため必要な業務を統括管理させることができる。

[正解 H24 年-9A]

【POINT】

林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業の事業場で、常時 100 人以上の労働者を使用する事業場の事業主は、総括安全衛生管理者を選任しなければなりません。

[総括安全衛生管理者を選任する政令で定める規模の事業場]

使用労働者数	業種
常時 100 人以上	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業（屋外産業的業種）
常時 300 人以上	製造業（物の加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
常時 1,000 人以上	その他の業種

□ 事業者は、常時 150 人の労働者を使用する清掃業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

[正解 H20 年-8A]

【POINT】

総括安全衛生管理者の常時 100 人以上、常時 300 人の業種に関しては、繰り返し覚える必要があります。

□ 製造業に属する事業者は、総括安全衛生管理者を、常時 100 人以上の労働者を使用する事業場ごとに選任しなければならない。

[誤り H19 年-8A]

⇒ 「常時 300 人以上」

□ 事業者は、常時 350 人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任する必要はない。

[誤り H20 年-8E]

⇒ 「選任しなければならない。」

□ **事業者は、常時 250 人の労働者を使用する自動車整備業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。**

[誤り H20 年-8 C]

⇒ 「選任する必要はない。」

【POINT】

自動車整備業の事業者は、常時 300 人以上の労働者を使用する場合に、総括安全衛生管理者を選任する必要があります。

□ **総括安全衛生管理者は、厚生労働大臣の定める研修を修了した者のうちから選任しなければならない。**

[誤り H19 年-8 B]

⇒ 「当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。」

□ **常時 500 人の労働者を使用する製造業の事業場においては総括安全衛生管理者を選任しなければならないが、総括安全衛生管理者は少なくとも毎年 1 回作業場等巡視しなければならない。**

[誤り H23 年-8 A]

⇒ 「巡視義務は規定されていない。」

【POINT】 巡視義務まとめ

安全管理者	衛生管理者	産業医	店社安全衛生管理者
巡視 (頻度の規定なし)	毎週 1 回以上	原則と例外	毎月 1 回以上



原則	例外
毎月 1 回以上	2 月に 1 回

要件に該当した場合 (平成 30 年法改正)

□ **総括安全衛生管理者については、作業場等の定期巡視に関し、その頻度について特段の規定は置かれていない。**

[正解 H16 年-9 E]

□ **事業者は**、総括安全衛生管理者に、労働安全衛生法第 28 条の 2 第 1 項又は同法第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関することを統括管理させなければならない。

[正解 H19 年-8E] (改題)

【POINT】

総括安全衛生管理者の業務として、上記以外に統括管理する事項

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ③ 健康診断の実施その他の健康の保持増進に関すること
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること

□ **総括安全衛生管理者は**、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者又はこれに準ずる者をもって充てなければならない。

[誤り H19 年-8C]

⇒「又はこれに準ずる者」を削除すれば正しい。

□ **都道府県労働局長は**、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、総括安全衛生管理者の解任を命ずることができる。

[誤り H26 年-9A]

⇒「業務の執行について勧告することができる。」

【POINT】

総括安全衛生管理者の解任を命ずるような規定はないので、設問は誤りです。

□ **都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者にその改善を命令することができる。**

[誤り H19年-8D]

⇒「**勧告することができる。**」

【POINT】行政介入まとめ		
対象者	行為者	内容
総括安全衛生管理者	都道府県労働局長	<u>労働災害を防止するため必要があると認めるときには、</u> 事業者 に勧告することができる
統括安全衛生責任者	都道府県労働局長	<u>労働災害を防止するため必要があると認めるときには、</u> 事業者 に勧告することができる。
安全管理者	労働基準監督署長	<u>労働災害を防止するため必要があると認めるときには、</u> 事業者 に対して、安全管理者の増員又は解任を命令することができる。
衛生管理者	労働基準監督署長	<u>労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときには、</u> 事業者 に対して、衛生管理者の増員又は解任を命令することができる。
産業医	増員や解任などの規定はない。	

□ 労働安全衛生法においては、事業者は、「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する業務」を統括管理しなければならない旨規定されているが、同法第10条の総括安全衛生管理者を選任し、その者に当該業務を行わせることとした場合にはその義務を免れることとされている。

[誤り H16年-8D]

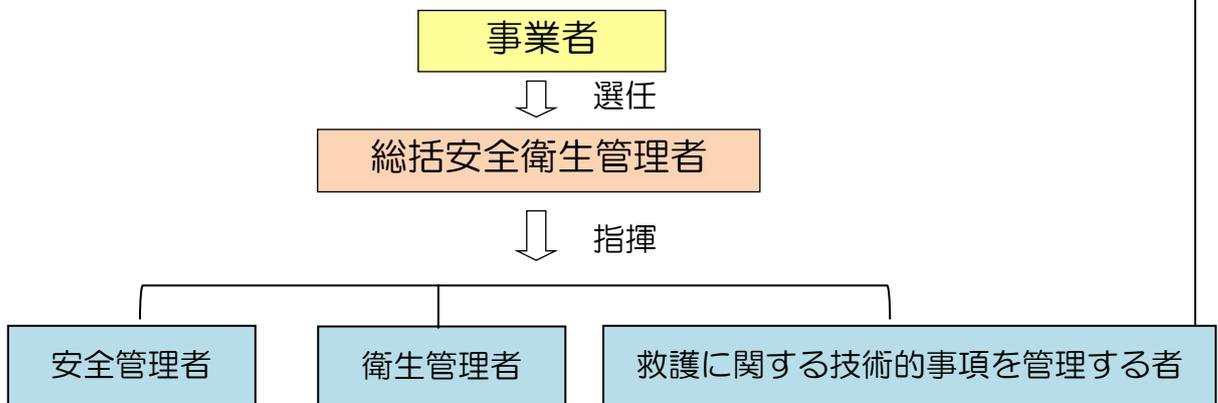
⇒「規定されていない。」

⇒「免れることはない。」

【POINT】

あくまで事業者は、総括安全衛生管理者を選任して、総括安全衛生管理者が、「安全管理者」「衛生管理者」、「救護に関する技術的事項を管理する者」の指揮をする流れになります。

事業者が直接、統括管理することはないので誤りになります。



[法 11 条] 安全管理者

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	②	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—

□ **事業者は、常時 50 人の労働者を使用する旅館業の事業場においては、安全管理者を選任する必要はない。**

[誤り H20 年-8B]

⇒ 「選任しなければならない。」

【POINT】

総括安全衛生管理者を選任すべき事業場で、**常時 50 人以上**の労働者を使用する事業場（その他の業種を除く…屋内作業的業種、非工業的業種）では、**安全管理者**を選任しなければなりません。

使用労働者数	業種
常時 50 人以上	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
	製造業（物の加工業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

□ **事業者は、常時 90 人の労働者を使用する運送業の事業場においては、安全管理者を選任する必要はない。**

[誤り H20 年-8D]

⇒ 「安全管理者を選任しなければならない。」

□ 常時 50 人以上の労働者を使用する製造業の事業者は、安全管理者を選任しなければならないが、安全管理者は労働安全コンサルタントのほか、第 1 種安全管理者免許又は安全工学安全管理者免許を有する者の中から選任しなければならない。

[誤り H22 年-9A]

⇒「学歴に応じ、一定年数以上の産業安全の実務経験者で厚生労働大臣が定める一定の研修を修了した者、労働安全コンサルタント、厚生労働大臣が定める者等から選任しなければならない。」

【POINT】

設問では、衛生管理者の資格要件と絡めた問題になっています。

■安全管理者の資格要件

- ① 学歴に応じ、一定年数以上の産業安全の実務経験者で厚生労働大臣が定める一定の研修を修了した者（大卒…2年以上、高卒…4年以上）
- ② 労働安全コンサルタント
- ③ 厚生労働大臣が定める者

□ 事業者は、2人以上の安全管理者を選任する場合には、そのうちの1人を除いては、その事業場に専属の者でない外部の労働安全コンサルタントを安全管理者として選任しても差し支えない。

[誤り H15 年-10A]

⇒「そのうちの1人に関しては」

その会社に在籍していること（つまり社員）

【POINT】

安全管理者は、その事業場に専属である必要があります。

ただし、2人以上の安全管理者を選任する場合には、その中に労働安全コンサルタントがいるときは、労働安全コンサルタントのうち1人は専属でなくても構いません。



Aさん…安全管理者
(労働安全衛生コンサルタント)



Bさん…安全管理者

↑
専属でない（外部の人間）でも構いません。

□ 常時 70 人の労働者を使用する建設業の事業場の事業者は、安全管理者を選任する義務があるが、高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業し、その後5年間産業安全の実務に従事した経験を有する当該事業場の労働者で厚生労働大臣が定める安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修を修了したものであれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を安全管理者に選任し、当該事業場の安全に係る技術的事項を管理させることができる。

[正解 H24 年-9B]

【POINT】

実務経験の4年以上（高卒の場合）を満たしているのが正しい問題になります。

□ 常時 80 人の労働者を使用する建設業の事業場においては安全管理者を選任しなければならないが、安全管理者は少なくとも毎週1回作業場等を巡視しなければならない。

[誤り H23 年-8B]

⇒「少なくとも毎週1回」を削除すれば正しい。

【POINT】

安全管理者に関しては、作業場等の巡視の回数の規定はないため誤りになります。

[法 12 条] 衛生管理者

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
-	-	-	-	○	○	○	◎	○	○	-	②	-	◎

【POINT】

衛生管理者の選任数

常時使用する労働者の数	選任人数
50 人以上～200 人以下	1 人以上
200 人超～500 人以下	2 人以上
500 人超～1,000 人以下	3 人以上
1,000 人超～2,000 人以下	4 人以上
2,000 人超～3,000 人以下	5 人以上
3,000 人超～	6 人以上

● 500 人を超える場合で坑内労働や健康上特に有害な業務に常時 30 人以上の労働者を従事させる場合⇒少なくとも1人を専任（専属に）

● 1,000 人を超える場合⇒少なくとも1人を専任（専属に）

□ 事業者は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場ごとに衛生管理者を選任しなければならないが、この労働者数の算定に当たって、派遣就業のために派遣され就業している労働者については、当該労働者を派遣している派遣元事業場及び当該労働者を受け入れている派遣先事業場双方の労働者として算出する。

[正解 H27 年-9A]

【POINT】派遣労働者の常時使用する労働者の算定

派遣元及び派遣先の双方の労働者とみなす場合（設問の場合）	派遣先労働者とみなす場合（派遣元ではない。）
総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医	安全管理者

□ 事業者は、常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場にあつては、衛生管理者のうち少なくとも1人を専任の衛生管理者としなければならない。

[正解 H26 年-9D]

□ 常時 60 人の労働者を使用する製造業の事業場の事業者は、衛生管理者を選任する義務があるが、第二種衛生管理者免許を有する当該事業場の労働者であれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を衛生管理者に選任し、当該事業場の衛生に係る技術的事項を管理させることができる。

[誤り H24年-9C]

⇒「第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等から選任しなければならない。」

【POINT】

製造業に関しては、第二種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者に選任出来ないの
で誤りになります。

製造業を含め、農林畜水産業、鉱業、建設業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運
送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業の業種に関しては、第二種衛生管理
者免許のみを有する者を衛生管理者に選任することができません。

■衛生管理者

選任事業所	職務内容	巡視義務
常時 50 人以上の労働者を 使用する事業場	総括安全衛生管理者が統 括管理すべき業務のうち <u>衛生に係る技術的事項の 管理</u>	<u>少なくとも毎週 1 回</u> 作業 場等を巡視し、設備、作業 方法又は衛生状態に有害 のおそれがあるときは、直 ちに、労働者の健康障害を 防止するため必要な措置 を講じなければならない。

[選択式 R1年]

衛生管理者は、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格
を有する者のうちから選任しなければならないが、厚生労働省令で定める資格を有す
る者には、医師、歯科医師のほか【 E 】などが定められている。

E：労働衛生コンサルタント

□ 常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、深夜業に常時 30 人以上の労働者を従事させるものは、衛生管理者のうち少なくとも 1 人を専任の衛生管理者としなければならない。

[誤り H17 年-10A]

⇒「する必要はない。」

【POINT】

少なくとも 1 人を選任の衛生管理者にしなければならない場合は 2 通りあります。

- ① 常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場
- ② 常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働や健康上特に有害な業務に常時 30 人以上の労働者を従事させる事業場

重量物の取り扱い業務、有害放射線にさらされる業務、有害物の粉じん等
発散する場所における業務

設問では、深夜業に 30 人従事するとありますが、健康上特に有害な業務には「深夜業」は含まれていないので誤りになります。

□ 衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

[正解 H16 年-9C]

□ 常時 70 人の労働者を使用する運送業の事業場においては、衛生管理者を選任しなければならないが、衛生管理者は少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視しなければならない。

[正解 H23 年-8E]

□ 常 50 人以上の労働者を使用する労働者派遣業の事業者は、衛生管理者を選任しなければならないが、衛生管理者は労働衛生コンサルタントのほか、大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校（これらと同等と認められた一定の学校等を含む。）において理科系統の正規の学科を修めて卒業し、その後その学歴に応じて定められた一定の年数以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者で、衛生に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって、厚生労働大臣が定めるものを修了したものの中から選任しなければならない。

[誤り H22 年-9B]

⇒下記の資格要件になる。

【POINT】衛生管理者の資格要件

- ① 医師
- ② 歯科医師
- ③ 労働衛生コンサルタント
- ④ 第一種衛生管理者免許を有する者、第二種衛生管理者免許を有する者
- ⑤ 衛生工学衛生管理者免許を有する者
- ⑥ 厚生労働大臣の定める者

[選択式…H25 年]

労働安全衛生規則第7条第1項第6号は、常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働、多量の高熱物体を取り扱う業務、著しく暑熱な場所における業務、ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務、土石、獣毛等のじんあい若しくは粉末を著しく飛散する場所における業務、異常気圧下における業務又は鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気若しくはガスを発散する場所における業務に、「常時 30 人以上の労働者を従事させるものにあつては、衛生管理者のうち1人を【 E 】のうちから選任」しなければならない旨規定している。

E：衛生工学衛生管理者免許を受けた者

【法 12 条の2】 安全衛生推進者等

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-

【POINT】

	安全衛生推進者	衛生推進者
選任業種	安全管理者を選任すべき事業	左記以外の業種
選任規模	常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業	
職務	安全及び衛生に係る業務	衛生に係る業務
選任	安全衛生推進者等の選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習（安全衛生推進者養成講習）を修了した者	
専属	事業場に専属の者を選任 ⇒労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等を選任するときは、専属は不要	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任 ● 選任後、氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により周知 ● 作業場の巡視義務なし 	

□ 常時 30 人の労働者を使用する旅館業の事業場においては安全衛生推進者を選任しなければならないが、安全衛生推進者は少なくとも毎月1回作業場等を巡視しなければならない。

[誤り H23年-8D]

⇒「作業場等の巡視義務はない。」

□ 労働安全衛生法第 12 条の2の規定による安全衛生推進者の選任に当たっては、その事業場に専属の者を選任しなければならないが、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントから選任する場合には、当該事業場に専属の者でなくとも差し支えない。

[正解 H15年-10B]

□ **事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、その安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知しなければならないが、その選任に関する報告書を所轄労働基準監督署長に提出する必要はない。**

[正解 H20年-9B]

[POINT] 労働基準監督署長に報告書の提出が不要な場合

- 安全衛生推進者
- 衛生推進者
- 作業主任者

[法 13 条] 産業医等

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	◎◎	○	○	○	—	○	—	—	○	—	—

[選択式 H21年]

労働安全衛生法では、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の事業者は、産業医を選任しなければならないとされ、同法第 13 条第 3 項では、「産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な【 D 】をすることができる。」と定められている。また、労働安全衛生規則第 15 条第 1 項では、「産業医は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、【 E 】又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、事業者から毎月 1 回以上産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも 2 月に 1 回とすることを可能とする。」と定められている。

(平成 30 年 法改正…ただし書き以降)

D：勧告 E：作業方法

(平成 30 年 法改正) (労働安全衛生規則第 15 条関係)

(改正前)

産業医は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる。(労働安全衛生規則第 15 条)



(改正後)

産業医の定期巡視の頻度の見直し (労働安全衛生規則第 15 条関係)
少なくとも毎月 1 回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月 1 回以上産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも 2 月に 1 回とすることを可能とする。

- ① 衛生管理者が少なくとも毎週 1 回行う作業場等の巡視の結果
- ② ①に掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

(法改正の背景)

過労死対策、メンタルヘルス対策、疾病・障害がある等の多様化する労働者の健康確保対策の重要性が増す中、産業医に求められる役割等が変化し、産業医が対応すべき業務が増加していることを鑑みた改正。

□ 事業者は、産業医を選任すべき事業場以外の事業場については、労働安全衛生法第 13 条第 1 項に定める労働者の健康管理等 (以下本問において「労働者の健康管理等」という。)を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

[正解 H26 年-9C]

【POINT】

産業医の選任義務のない事業場 (つまり、常時 49 人までの事業場) に関しては、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師に健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければなりません。(努力規定)

□ 常時 50 人の労働者を使用する自動車整備業の事業場の事業者は、産業医を選任する義務があるが、厚生労働大臣の指定する者が行う労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修を修了した医師であれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を産業医に選任し、当該事業場の労働者の健康管理等を行わせることができる。

[正解 H24 年-9E]

【POINT】

産業医に関しては、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせなければなりません。

□ 深夜業を含む業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。

[正解 H17 年-10B]

【POINT】

下記のポイント②の一定の有害業務に関しては、

- 重量物を取扱う業務
- 有害放射線にさらされる業務
- 有害物の粉じん等が発散する場所における業務
- 深夜業を含む業務



衛生管理者の選任で、常時 500 人を超える坑内労働や健康上特に有害な業務の範囲には、深夜業が含まれていません。

■ 産業医の選任

下記の事業所では、その事業所の専属の者を選任しなければならない。

- ① 常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場
 - ② 坑内における業務や一定の有害業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業所
- 常時 3,000 人を超える労働者を使用する事業場は、2 人以上の産業医を選任

□ 常時 50 人以上の労働者を使用する建設業の事業者は、産業医を選任しなければならないが、産業医は労働衛生コンサルタント試験に合格した医師でその試験の区分が保健衛生である者のほか、産業医試験に合格し、免許を取得した者の中から選任しなければならない。

[誤り H22 年-9C]

産業医試験というものは存在しません。

⇒ 「一定の要件に該当する者から選任しなければならない。」

(下記の①～⑤の要件 ③は、設問の前半部分)

【POINT】

設問のように産業医の試験という規定はないため誤りになります。
産業医は、医師であれば、誰でもなれるわけではありません。
「医師+下記の要件を備えた者」から選任しなければなりません。



- ① 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって、厚生労働大臣の指定する者（法人に限る）が行う研修を修了した者
- ② 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であり、その大学が行う実習を履修したもの
- ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者（試験の区分が保健衛生であるもの）
- ④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る）の職にあり、又はあった者
- ⑤ その他厚生労働大臣が定める者

□ 常時 60 人の労働者を使用する自動車整備業の事業場においては産業医を選任しなければならないが、産業医は原則として少なくとも毎年1回作業場等を巡視しなければならない。

ただし、事業者から毎月1回以上産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能とする。

[誤り H23 年-8C] (平成 30 年 法改正…ただし書き以降)

⇒ 「毎月1回」

□ 産業医は、原則として少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、事業者から毎月1回以上産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とすることを可能とする。

[正解 H16 年-9D] (平成 30 年 法改正…ただし書き以降)

[法 14 条] 作業主任者

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	⑤	—	—

□ **木材加工用機械**（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を**5台以上**（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）**有する事業場において行う当該機械による作業は、安衛法 14 条において作業主任者を選任すべき作業である。**

[正解 H29 年-10A]

【POINT】

作業主任者を選任する必要のある作業（労働安全衛生法施行令）からの出題です。

全部で 29 の作業主任者の種類があります。

代表的なところとして、「高圧室内作業主任者」「ボイラー取扱作業主任者」「エックス線作業主任者」「プレス機械作業主任者」「鉛作業主任者」「石綿作業主任者」「第一種圧力容器取扱作業主任者」等があります。

問題の作業主任者名：「木材加工用機械作業主任者」は、知識を総動員しても、ほとんどの受験生は解けない問題です。

割り切って解答する問題で、時間をかける必要はありません。

（時間をかけても解けません。）

□ **高さが2メートル以上のはい**（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）**のはい付け又は、はい崩しの作業**（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）は、**安衛法 14 条において作業主任者を選任すべき作業である。**

[正解 H29 年-10B]

【POINT】

「はい」とは、袋物、箱物、木材等を倉庫や土場に積み重ねられた荷の集団のこと（下記イラスト）をいいます。

素人が触ると荷崩れを起こし危険な作業になります。



■該当作業主任者名：「はい作業主任者」

□ **つり足場**（ゴンドラのつり足場を除く。）、**張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業は、安衛法 14 条において作業主任者を選任すべき作業である。**

[正解 H29 年-10C]

【POINT】 該当作業主任者名：「足場の組立て等作業主任者」

□ **動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業は、安衛法 14 条において作業主任者を選任すべき作業である。**

[正解 H29 年-10D]

【POINT】

該当作業主任者名：「プレス機械作業主任者」

□ **屋内において鋼材をアーク溶接する作業は、安衛法 14 条において作業主任者を選任すべき作業である。**

[正解 H29 年-10E]

⇒ 「作業主任者を選任すべき作業ではない。」

【POINT】

屋内において鋼材をアーク溶接する作業は、作業主任者の選任業務に含まれていません。溶接に関する作業は、「ガス溶接作業主任者」（アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業）になります。

□ **事業者は、高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。）については作業主任者を選任しなければならないが、当該作業主任者は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う高圧室内作業主任者技能講習を修了した者でなければならない。**

[誤り H22 年-9D]

⇒ 「高圧室内作業主任者免許を受けた者でなければならない。」

【POINT】

作業主任者は、作業の区分に応じて、

都道府県労働局長の免許を受けた者

又は

都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者



（例外）高圧室内作業における作業主任者は、高圧室内作業主任者免許を受けた者からの選任になります。

[法 17 条] 安全委員会

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
-	-	-	-	○	-	-	-	②	-	-	-	-	-

□ 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。

[正解 H26 年-9B]

【POINT】

安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の設置が不要な場合

安全委員会	衛生委員会
業種に応じて 49 人まで 又は 99 人まで	業種を問わず 49 人まで



関係労働者の意見を聴くための機会を設ける義務あり

総括安全衛生管理者を選任すべき業種の屋内・工業的業種から製造業の一部を除いた業種

安全委員会の設置すべき事業場

屋外産業的業種	屋内・工業的業種
常時 50 人以上	常時 100 人以上

総括安全衛生管理者を選任すべき業種の屋外産業的業種（林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業）+製造業の一部

例えば、90 人の従業員の屋内・工業的業種に該当する場合

安全委員会	衛生委員会
設置不要	設置必要

□ 安全委員会を設けなければならない事業場においては、衛生委員会を設けなければならない。

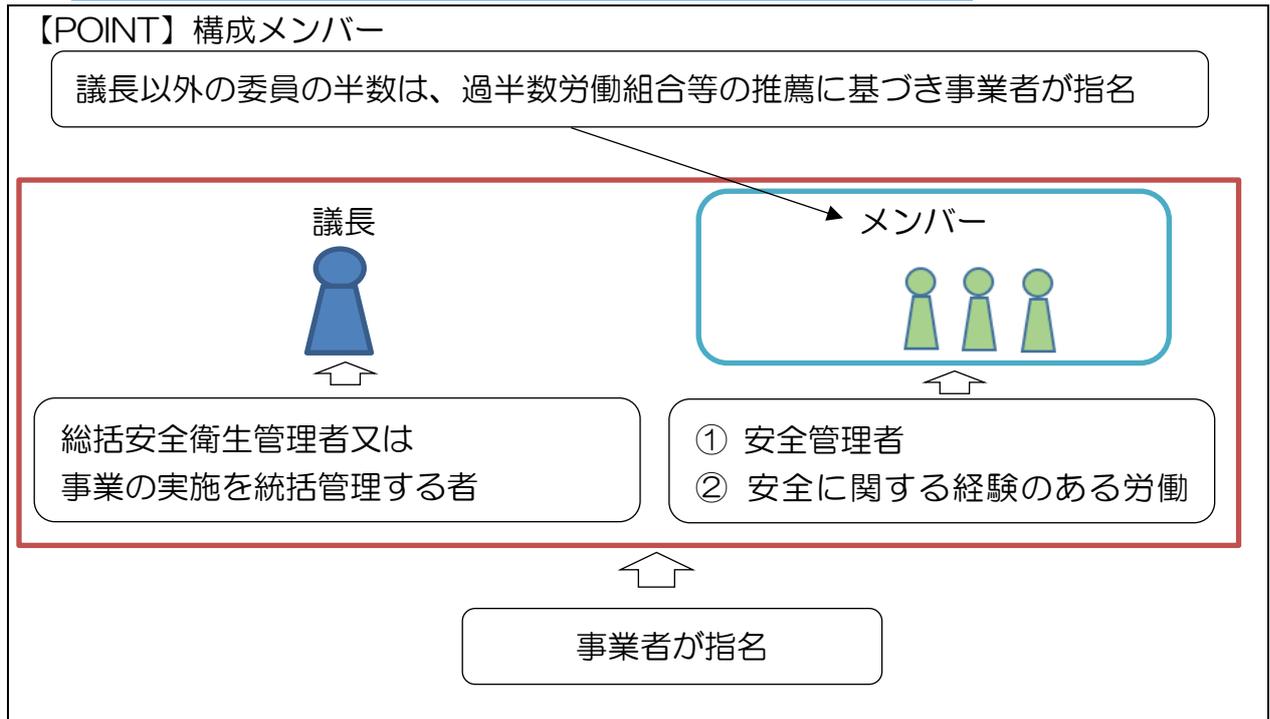
[正解 H21 年-8A]

【POINT】 設置要件					
安全委員会	衛生委員会				
<table border="1"> <tr> <td>業種①</td> <td>常時 50 人以上</td> </tr> <tr> <td>業種②</td> <td>常時 100 人以上</td> </tr> </table> <p>● 総括安全衛生管理者を選任すべき業種の屋外産業的業種+<u>製造業の一部</u> (林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業)+<u>製造業の一部</u></p>	業種①	常時 50 人以上	業種②	常時 100 人以上	<p>業種を問わず、<u>常時 50 人以上</u></p> <p>● 総括安全衛生管理者を選任すべき業種の屋内・工業的業種から<u>製造業の一部を除いた業種</u></p>
業種①	常時 50 人以上				
業種②	常時 100 人以上				
業種①	<u>林業、鉱業、建設業、製造業</u> (木材、木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)、 <u>運送業</u> (道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、 <u>清掃業</u>				
業種②	製造業 (上記以外)、運送業 (上記以外)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業				

□ 事業者が労働安全衛生法第 17 条の規定により安全委員会を設置しなければならない場合、事業者は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときを除き、その委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

[誤り H26年-9E]

⇒ 「安全委員会の議長となるべき委員以外の委員の半数については」



□ 労働安全衛生法においては、事業者は、安全委員会又は衛生委員会の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない旨規定されている。

[誤り H16年-8E]

⇒ 「議長となるべきものを除く委員の半数」

□ **事業者は、安全委員会を毎月1回以上開催するようしなければならない。**

[正解 H16年-9A]

【POINT】開催頻度		
安全委員会	衛生委員会	安全衛生委委員会
毎月1回以上開催義務あり		

[法18条] 衛生委員会

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
-	-	-	②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

□ **事業者が衛生委員会に付議しなければならない事項には、厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関するものが含まれる。**

[正解 H16年-8A]

□ **労働安全衛生法が定める衛生委員会の調査審議事項には、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事項が含まれている。**

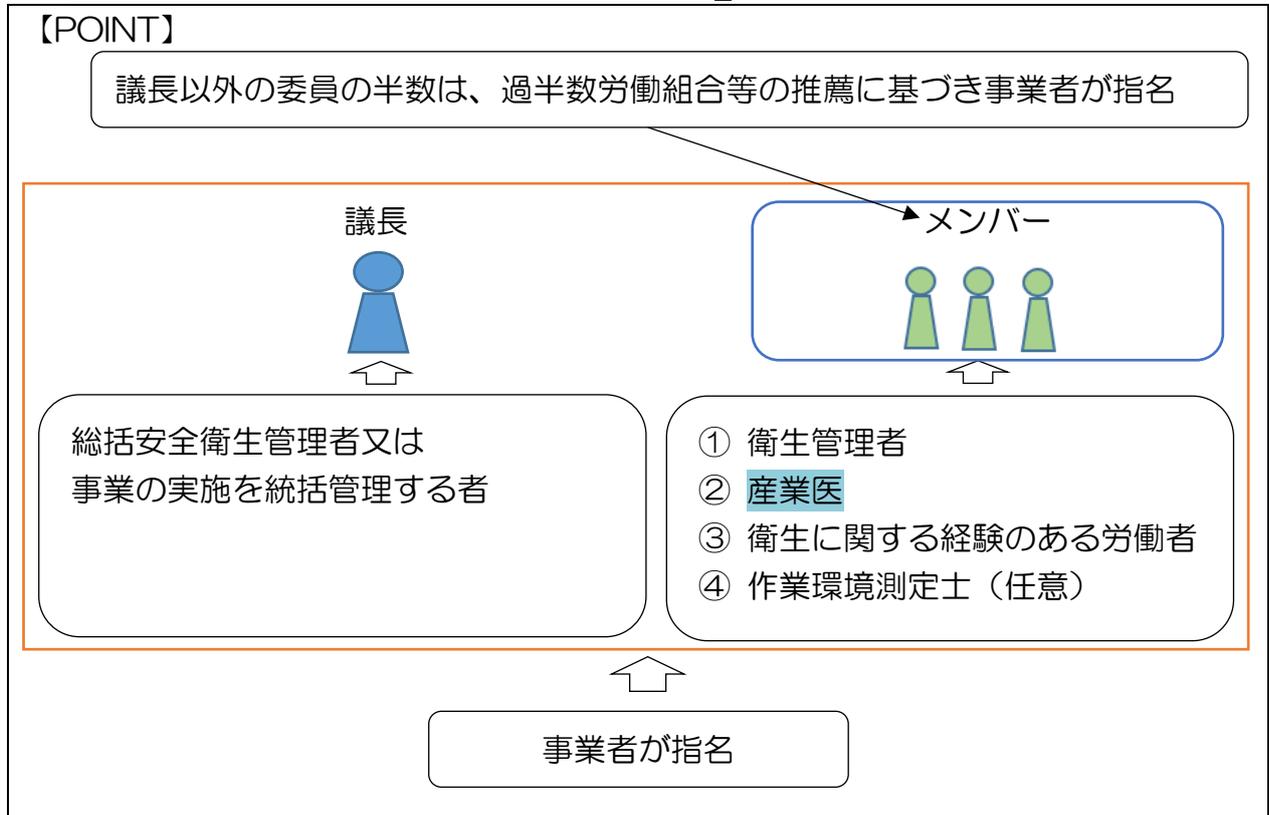
[正解 H21年-9C]

<p>【POINT】</p> <p>衛生委員会の付議事項</p> <p>① 衛生に関する規程の作成に関すること</p> <p>② 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置</p> <p>③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること</p> <p>④ 衛生教育の実施計画の作成に関すること</p> <p>⑤ 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること</p> <p>⑥ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること</p> <p>⑦ 定期に行われる健康診断、指示を受けて行われる臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及び他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること</p> <p>⑧ 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること</p> <p>⑨ 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること</p> <p>⑩ 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること</p> <p>⑪ 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項</p>
--

□ **事業者は、当該事業場に設置されている衛生委員会の委員として、原則として、当該事業場の産業医を指名しなければならないこととされているが、当該産業医が嘱託の場合には、必ずしも指名することを要しない。**

[誤り H16年-8B]

⇒ 「嘱託の場合でも必ず指名しなければならない。」



□ **衛生委員会を設けなければならない事業者は、衛生委員会を毎月1回以上開催するよう**にしなければならない。

[正解 H21年-8D]

[法 19 条] 安全衛生委員会

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
-	③	○	③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

□ **事業者は、安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、開催の都度、遅滞なく、その委員会の議事の概要を労働者に周知するとともに、その開催状況等を記載した報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。**

[誤り H20年-9D]

【POINT】後半の規定はないため誤りになります。

□ **事業者は、安全委員会を開催したときは、遅滞なく、当該安全委員会の議事の概要を所定の方法によって労働者に周知させなければならない。**

[正解 H21年-8E]

【POINT】議事に関しては、3年間保存することが必要です。

□ **安全衛生委員会の構成員には、事業者が指名した産業医を加えなければならない。**

[正解 H21年-8B]

【POINT】

安全委員会に関しては産業医を加える必要はありません。

ただし、衛生委員会（安全衛生委員会）に関しては産業医を加えなければならないので設問は正解です。

■委員会の構成

安全委員会	衛生委員会
① 総括安全衛生管理者又はその事業の実施を統括管理する者（準ずる者も含む）	① 総括安全衛生管理者又はその事業の実施を統括管理する者（準ずる者も含む）
② 安全管理者	② 衛生管理者
③ 安全に関して経験を有する労働者	③ 産業医
● ①～③に関して事業者が <u>指名した者</u>	④ 衛生に関して経験を有する労働者
	● ①～④に関して事業者が <u>指名した者</u>

[委員]

議長は、①の委員から

① 以外の委員の半数は、過半数労働組合（ないときは過半数労代表者）の推薦に基づき指名で行う。

□ 安全衛生委員会の構成員の総数については、事業場の規模、作業の実態等に応じ定められていて、事業者が適宜に決めることはできない。

[誤り H21年-8C]

⇒「事業場の規模、作業の実態等に応じた定めはなく、適宜決定すべきものである。」

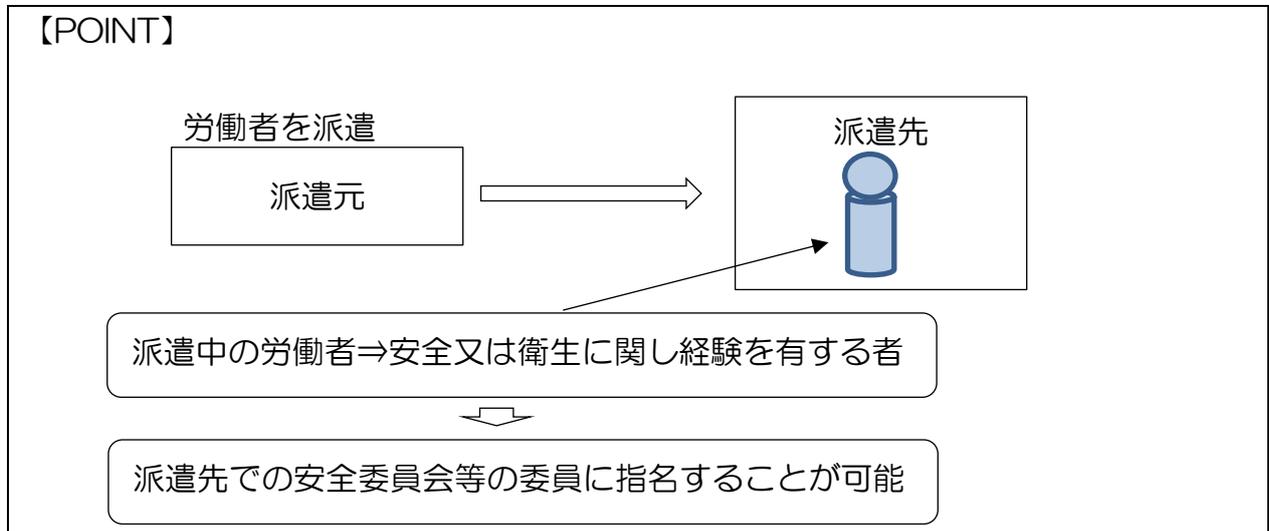
【POINT】

同様に安全委員会、衛生委員会に関しても構成員の総数に関する定めはありません。

□ 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業を行う者（以下「派遣先事業者」という。）は、派遣中の労働者が安全又は衛生に関し経験を有する者であれば、当該派遣中の労働者を、それぞれ安全委員会若しくは衛生委員会の委員に指名し、又は安全衛生委員会の委員に指名することができる。

[正解 H19年-9A]

【POINT】



□ 派遣中の労働者に関する総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者及び産業医の選任の義務並びに衛生委員会の設置の義務は、派遣先事業者のみに課せられており、当該事業場の規模の算定に当たっては、派遣先の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出する。

[誤り H19年-9B]

⇒ 「派遣先及び派遣元事業者双方に課せられており」(前段)

⇒ 「派遣先及び派遣元のそれぞれの事業場において」(後段)

【POINT】

上記設問の押さえ方としては、「衛生」に絡む内容は、派遣先及び派遣元の双方に選任、設置義務が生じます。

■ 派遣労働者に対する安全衛生管理体制の適用（規模・設置）

派遣先のみ	派遣先及び派遣元の双方
安全管理者、安全委員会	総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、衛生委員会、産業医

□ 派遣中の労働者に関する安全管理者の選任の義務及び安全委員会の設置の義務は、派遣元の事業の事業者（以下「派遣元事業者」という。）のみに課せられているが、当該事業場の規模の算定に当たっては、派遣元の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出する。

[誤り H19年-9C]

⇒ 「派遣先の事業の事業者（以下「派遣先事業者」という。）」(前段)

⇒ 「派遣先事業場について」

【POINT】

「安全」絡みは、すべて派遣先に関して規模の算定や設置義務が生じると押さえます。

□ 平成 29 年 問9-A

[問題文]

次に示す業態をとる株式会社についての安全衛生管理に関する記述のうち、正しいものはどれか。

なお、衛生管理者及び産業医については、選任の特例（労働安全衛生規則第8条及び同規則第13条第3項）を考えないものとする。

- X市に本社を置き、人事、総務等の管理業務と営業活動を行っている。

使用する労働者数 常時 40 人

- Y市に工場を置き、食料品を製造している。

工場は 24 時間フル操業で、1 グループ 150 人で構成する4つのグループ計 600 人の労働者が、1 日を3つに区分した時間帯にそれぞれ順次交替で就業するいわゆる4直3交替で、業務に従事している。したがって、この 600 人の労働者は全て、1 月に4回以上輪番で深夜業に従事している。なお、労働基準法第 36 条第1項ただし書きに規定する健康上特に有害な業務に従事する者はいない。

- Z市に 2 店舗を置き、自社製品を小売りしている。

Z1 店舗 使用する労働者数 常時 15 人

Z2 店舗 使用する労働者数 常時 15 人（ただし、この事業場のみ、

うち 12 人は1日4時間労働の短時間労働者）

□ X市にある本社には、総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医を選任しなければならない。

[誤り H29年-9A]

⇒「選任する必要はない。」

【POINT】

X市の本社

総括 安全衛生 管理者	安全 管理者	衛生 管理者	産業医	安全 委員会	衛生 委員会	安全衛生 推進者	衛生 推進者
不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	必要

X市の本社：常時 40 名で「その他の業種」に該当。

一般的な組織の場合の安全衛生管理体制の前提は、事業場ごとに体制を整えるということです。

設問では、本社、工場、店舗ごとに安全衛生管理体制を確認していきます。

本社の場合は、常時 40 人（常時 10 人以上 50 人未満）ということで、安全衛生推進者、衛生推進者の内容になります。

□ Y市にある工場には、安全委員会及び衛生委員会を設置しなければならず、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができるが、産業医については、その工場に専属の者を選任しなければならない。

[正解 H29年-9B]

【POINT】 総括安全 衛生管理者	安全 管理者	衛生 管理者	産業医	安全 委員会	衛生 委員会
必要	必要	必要	必要	必要	必要

工場：食料品を製造し、常時 600 名の労働者（深夜業を含む）が在籍。

問題のポイントは、3つ目の論点の産業医の専属の有無になります。

産業医の専属の要件は、2つのパターンがあります。

- (1) 常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場
- (2) 坑内における業務や一定の有害業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業

上記2つの場合に、専属の者を選任する必要があります。

深夜業を含む。

設問の場合は、深夜業を含む業務に常時 600 人ということで、専属の産業医が必要になります。従って正解になります。

□ Y市にある工場には衛生管理者を3人選任しなければならないが、そのうち少なくとも1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任しなければならない。

[誤り H29年-9C]

⇒「選任する必要はない。」

【POINT】

総括安全 衛生管理者	安全 管理者	衛生 管理者	産業医	安全 委員会	衛生 委員会
必要	必要	必要	必要	必要	必要

工場：食料品を製造し、常時 600 名の労働者（深夜業を含む）が在籍。

- 総括安全衛生管理者：常時 300 人以上の製造業に該当…選任必要。
- 安全管理者：常時 50 人以上の製造業に該当…選任必要。
- 衛生管理者：500 人を超え 1,000 人以下の労働者数なので 3 人の選任が必要
- 産業医：常時 50 人以上の事業場なので、選任が必要。併せて、500 人以上の深夜業（一定の有害業務）のため、専属であることが必要。
- 安全委員会：常時 100 人以上の食料品の製造なので、設置が必要。
- 衛生委員会：業種を問わず 50 人以上なので設置が必要。

設問の場合、衛生工学衛生管理者の免許を受けた者からの選任が必要かどうかポイントになります。

常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、

- (1) 坑内労働
- (2) 衛生工学的な措置を必要とする有害な業務
に常時 30 人以上の労働者を従事させる場合

⇒衛生工学衛生管理者の免許を受けた者からの選任の要件

設問の場合、(1)の坑内労働には当てはまらず、(2)の衛生工学的な措置を必要とする有害な業務にも該当しないため、衛生工学衛生管理者の免許を受けた者からの選任は必要ではありません。

[横断]

	衛生管理者に係る有害な業務	産業医に係る有害な業務
深夜業	×含まれない。	○含まれる。

□ X市にある本社に衛生管理者が選任されていれば、Z市にあるZ1店舗には衛生推進者を選任しなくてもよい。

[誤り H29年-9D]

⇒「選任しなければならない。」

【POINT】

安全衛生管理体制に関しては、事業場ごとに体制を組んでいくので誤りになります。

Z1店舗：使用する労働者数…常時 15人

Z1店舗の場合、衛生推進者を選任する必要があります。

総括 安全衛生 管理者	安全 管理者	衛生 管理者	産業医	安全 委員会	衛生 委員会	安全衛生 推進者	衛生 推進者
不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	必要

□ Z市にあるZ2店舗には衛生推進者の選任義務はない。

[誤り H29年-9E]

⇒「選任義務がある。」

【POINT】 Z市のZ2店舗の場合

総括 安全衛生 管理者	安全 管理者	衛生 管理者	産業医	安全 委員会	衛生 委員会	安全衛生 推進者	衛生 推進者
不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	必要

Z2店舗：使用する労働者数…常時15人（ただし、この事業場のみ、うち12人は1日4時間労働の短時間労働者）

安全管理者を選任すべき業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、旅館業等々

使用労働者数	業種	選任
常時	安全管理者を選任すべき業種	安全衛生推進者
10人以上50人未満	上記以外の業種	衛生推進者

小売業の場合、

「安全管理者の業種」に含まれません。つまり、「衛生推進者」の選任が必要になります。

[法 15 条] 統括安全衛生責任者

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	◎	③	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	⑤

□ 次に示す建設工事現場における安全衛生管理に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

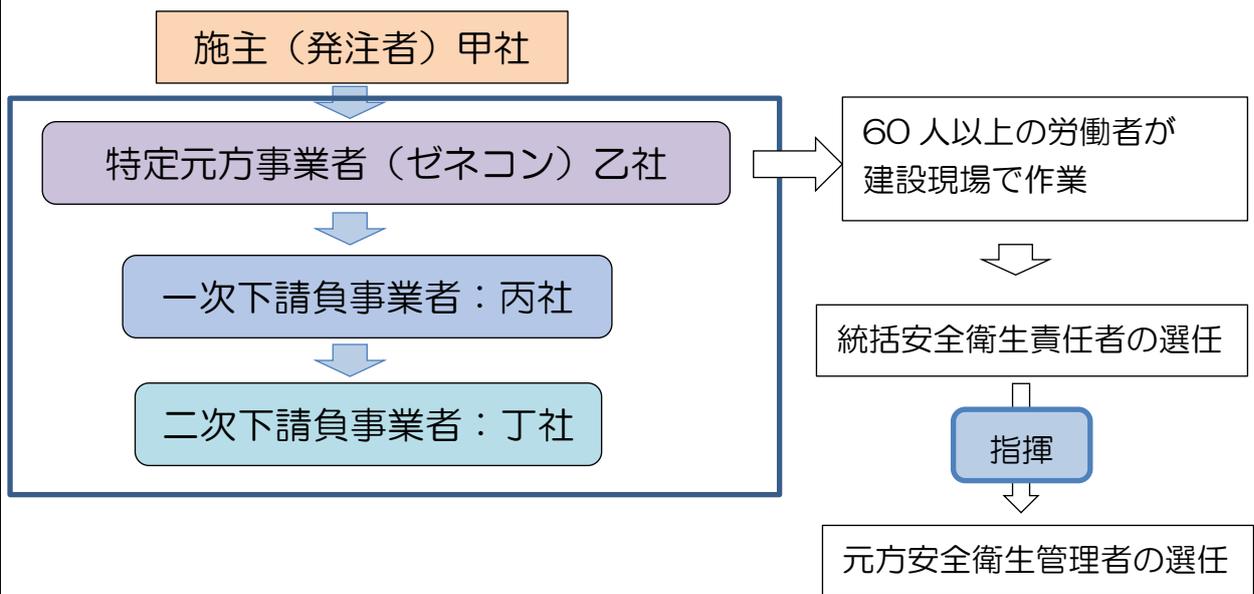
甲社：本件建設工事の発注者

乙社：本件建設工事を甲社から請け負って当該建設工事現場で仕事をしている事業者。常時 10 人の労働者が現場作業に従事している。

丙社：乙社から工事の一部を請け負って当該建設工事現場で仕事をしているいわゆる一次下請事業者。常時 30 人の労働者が現場作業に従事している。

丁社：丙社から工事の一部を請け負って当該建設工事現場で仕事をしているいわゆる二次下請事業者。常時 20 人の労働者が現場作業に従事している。

【POINT】建設業の元方事業者



■発注者：発注者のうちその仕事を他の者から請け負わないで注文する者

■元方事業者：一の場所において行う仕事の一部を協力会社（請負人）に請け負わせ自らも仕事の一部を行う最先次の注文者

■具体例…A社が自社ビルを建設する場合

発注者（施主）	注文者
甲社そのものが施主	甲社から受託を受けた乙社（特定元方事業者）が注文者として、請負業者丙社に注文し、さらに丙社は孫請負業者丁社に注文する流れになります。

□ 乙社は、自社の労働者、丙社及び丁社の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織を設置しなければならないが、この協議組織には、乙社が直接契約を交わした丙社のみならず、丙社が契約を交わしている丁社も参加させなければならない、丙社及び丁社はこれに参加しなければならない。

[正解 R1年-8A]

【POINT】 特定元方事業者の講ずべき措置



イメージとしては、元請負者として各種の土木・建築工事を一式で発注者から直接請負い、工事全体のとりまとめを行う建設業者。(ゼネコン)

乙社（建設業）⇒特定元方事業者

特定元方事業者の講ずべき措置に「協議組織の設置及び運営を行うこと」は含まれる（法30条1項）。



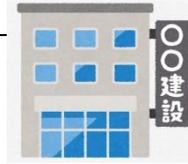
特定元方事業者（乙社）及びすべての関係請負人（丙社、丁社）が参加する義務有り。

□ 乙社は、特定元方事業者として統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせなければならない。

[正解 R1年-8B]

【POINT】

乙社（建設業） 特定元方事業者



特定元方事業者は、下記の規模に該当する場合

① ②以外の建設・造船の事業 ⇒常時 50 人以上	② ずい道、橋梁、圧気工法による作業を行う業務 ⇒常時 30 人以上
------------------------------	---------------------------------------



特定元方事業者は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。

設問の場合、建設の現場で、乙社（10人）、丙社（30人）、丁社（20人）の合計60人が作業をしているので上記①に該当します。

■統括安全衛生責任者の職務⇒元方安全衛生管理者の指揮や元方安全衛生管理者が行う業務を統括管理

■専属、専任の必要なし。



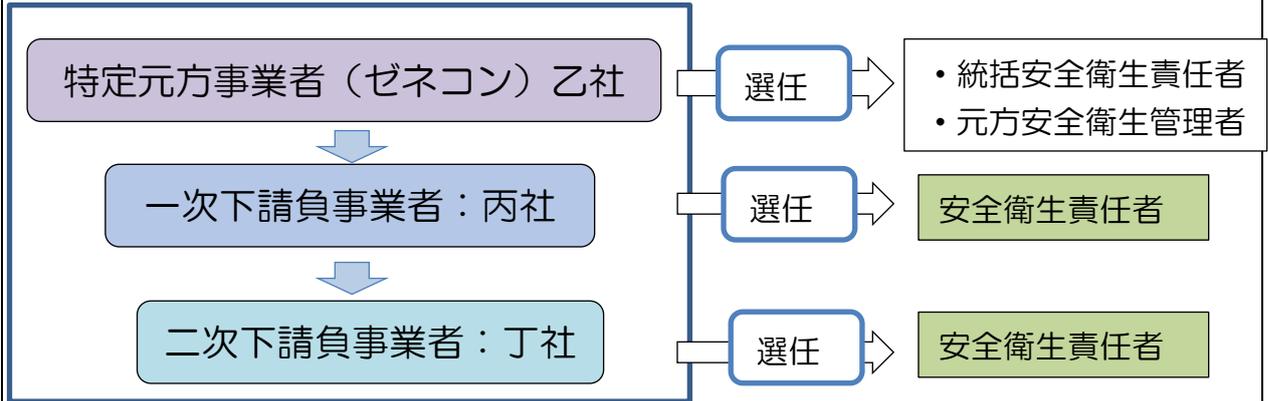
□ 丙社及び丁社は、それぞれ安全衛生責任者を選任しなければならない。

[正解 R1年-8C]

【POINT】

統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人（下請負人）
（設問の場合、丙社及び丁社）

安全衛生責任者を選任し、統括安全衛生責任者を選任した事業者（乙社）に、
遅滞なく、その旨を通報しなければならない。



■安全衛生責任者の職務⇒統括安全衛生責任者との連絡、他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡調整

■専属、専任の必要なし。

□ 丁社の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法に違反していると認めるときに、その是正のために元方事業者として必要な指示を行う義務は、丙社に課せられている。

[誤り R1年-8D]

⇒「乙社に課せられている。」

【POINT】

孫請けが起こした違反は、元方事業者である乙社に課せられます。

（元方事業者の講ずべき措置等）

法 29 条 2 項

元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

□ 乙社が足場を設置し、自社の労働者のほか丙社及び丁社の労働者にも使用させている場合において、例えば、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に労働安全衛生規則で定める足場用墜落防止設備が設けられていなかった。この場合、乙社、丙社及び丁社は、それぞれ事業者として自社の労働者の労働災害を防止するための措置義務を負うほか、乙社は、丙社及び丁社の労働者の労働災害を防止するため、注文者としての措置義務も負う。

[正解 R1年-8E]

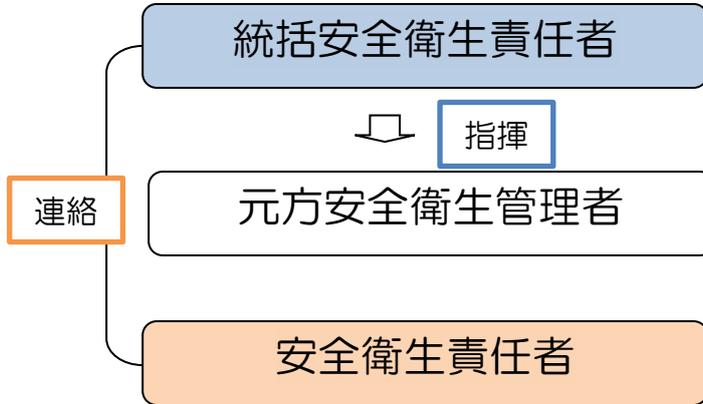
【POINT】

乙社は、丙社及び丁社の労働者の労働災害を防止するため、注文者としての措置義務も負う。

労働安全衛生法上の「注文者」とは、「仕事を他人に請け負わせている者」という定義になります。

【POINT】 請負組織の管理体制

- ① 建設業を行う元方事業者で、労働者等が常時 50 人以上の場合
(ずい道等は 30 人以上)

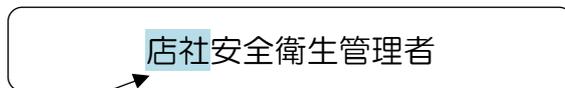


- ② 造船業を行う元方事業者で、労働者等が常時 50 人以上の場合
(元方安全衛生管理者の選任は不要)



- ③ 統括安全衛生責任者、元方安全管理者、安全衛生責任者の選任義務がない場合

ずい道の建設、橋梁の建設、圧気工法による業務	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の業務
常時20人以上30人未満	常時20人以上50人未満



店社とは、1つの作業場という意味

[選択式 H19年]

労働安全衛生法第15条第1項において、元方事業者とは、「事業者で、【 E 】において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）」と定義されている。

E：一の場所

□ **建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、当該場所の状況（労働者に危険を生ずるおそれのある箇所の状況を含む。以下本問において同じ。）、当該場所において行われる作業相互の関係等に関し関係請負人がその労働者であって当該場所で新たに作業に従事することとなったものに対して周知を図ることに資するため、当該関係請負人に対し、当該周知を図るための場所の提供、当該周知を図るために使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。ただし、当該特定元方事業者が、自ら当該関係請負人の労働者に当該場所の状況、作業相互の関係等を周知させるときは、この限りでない。**

[正解 H26年-10A]

□ **特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が同一の場所で混在して仕事をすることによって生ずる労働災害を防止するため、労働安全衛生法施行令第7条第2項で定める仕事の区分により、統括安全衛生責任者を選任しなければならないが、この場合、その労働者及び関係請負人の労働者が常時40人のずい道の建設の仕事については、統括安全衛生責任者を選任する必要はない。**

[誤り H20年-10A]

⇒「統括安全衛生責任者を選任しなければならない。」

【POINT】

設問では、常時40人以上のずい道（トンネル）の建設の仕事で、常時30人以上の要件を満たしているため、選任が必要になります。



【POINT】用語の定義

名称	内容
特定事業	建設業及び造船業
元方事業者	一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている事業者
特定元方事業者	建設業及び造船業の元方事業者
統括安全衛生責任者	特定事業でその場所で事業の実施を統括管理する者
元方安全衛生管理者	建設業で選任される技術的事項を管理（造船業は選任不要）
安全衛生責任者	下請業者で選任。統括安全衛生責任者との連絡等をする者
店社安全衛生管理者	統括安全衛生責任者選任不要の規模の一定の建設業で選任

【POINT】統括安全衛生責任者の選任規模⇒一定の建設業・造船業
次の特定元方事業者で

① ②以外の建設・造船の仕事	② ずい道等の建設の仕事、一定の場所での橋梁の建設の仕事、圧気工法による作業を行う者
常時 50 人以上	常時 30 人以上

□ 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の数が労働安全衛生法施行令で定める仕事の区分に応じた一定数未満であるときを除き、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮等をさせなければならない。

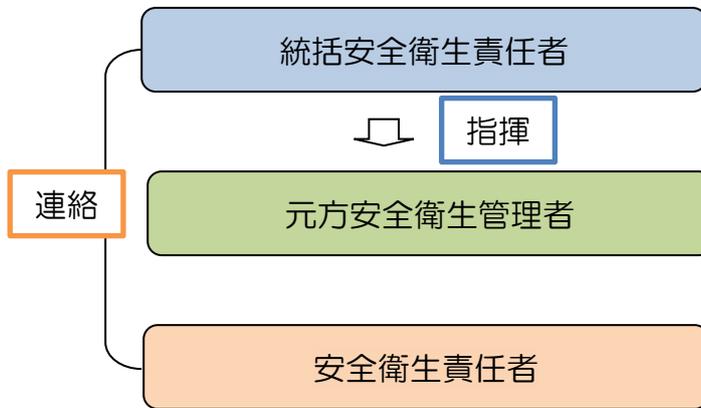
[正解 H22年-8A]

【POINT】

統括安全衛生責任者を選任した「建設業」の元方事業者は、元方安全衛生管理者を選任する必要があります。冒頭に建設業とあるので正解になります。

仮に冒頭が「特定元方事業者は、…」とあれば、造船業も含まれるので誤りです。

建設業を行う元方事業者で、労働者等が常時 50 人以上の場合
(ずい道等は 30 人以上)



□ 労働安全衛生法第 15 条第 2 項は、「統括安全衛生責任者は、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない」と規定しており、統括安全衛生責任者は当該事業場における事業の実施について実質的に統括管理する権限及び責任を有しているが、当該作業場所を巡視することに関する措置を講ずる必要はない。

[誤り H20年-10B]

⇒ 「講じなければならない。」

□ 都道府県労働局長は、特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者が一の場所で行う仕事に係る労働災害の発生率が他の同業種、同規模の仕事と比べて高く、それが統括安全衛生責任者の不適切な業務執行に基づくものであると考えられる場合、当該統括安全衛生責任者の業務執行について当該統括安全衛生責任者を選任した事業者に対し勧告することができる。

[正解 H20年-10C]

【POINT】

都道府県労働局長	労働基準監督署長
統括安全衛生者の業務執行について事業者に対し <u>勧告可能</u>	事業者に対して、元方安全衛生管理者の <u>増員又は解任を命ずることが可能</u>

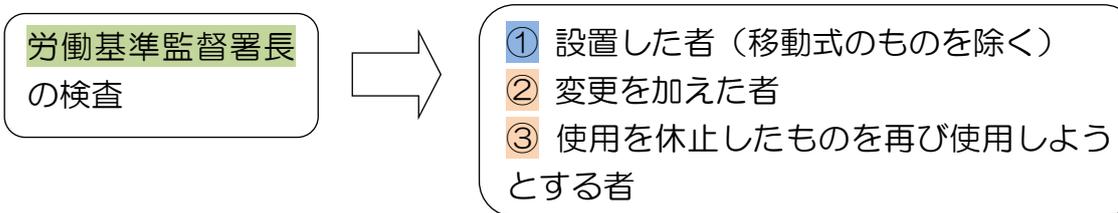
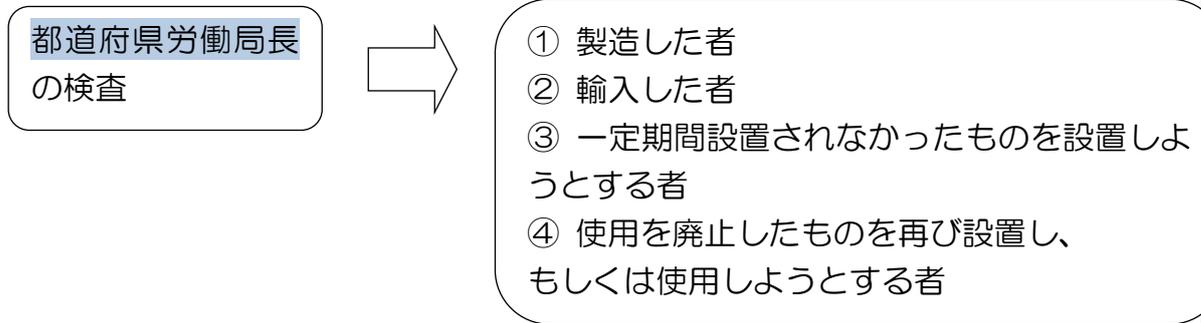
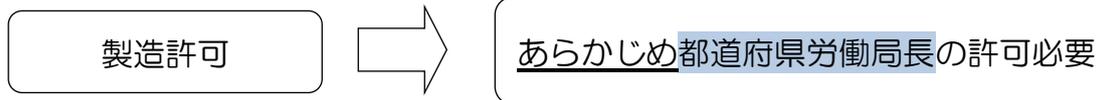
[法 37 条] 製造の許可

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

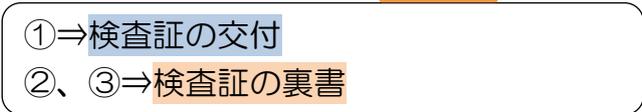
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—

【POINT】 特定機械等

- ① ボイラー（小型ボイラー等を除く）
- ② 第 1 種圧力容器（小型圧力容器等を除く）
- ③ つり上げ荷重が 3 トン以上のクレーン（スタッカー式は 1 トン以上のもの）
- ④ つり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン
- ⑤ つり上げ荷重が 2 トン以上のデリック
- ⑥ 積載荷重が 1 トン以上のエレベーター
- ⑦ ガイドレールの高さが 18 メートル以上の建設用のリフト
- ⑧ ゴンドラ



合格



□ 次の機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）のうち、労働安全衛生法第37条第1項の規定に基づき、**製造しようとする者が**、厚生労働省令で定めるところにより、**あらかじめ都道府県労働局長の許可を受けなければならないもの**として正しいものはどれか。

- A. フォークリフト
 - B. 作業床の高さが2メートルの高所作業車
 - C. 不整地運搬車
 - D. 直流電圧が750ボルトの充電電路について用いられる活線作業装置
 - E. つり上げ荷重が5トンの移動式クレーン
- [正解 E H25年-10]

【POINT】

都道府県労働局長の許可を受けなければならない場合とは、特定機械等を製造する際に必要になってきます。

特定機械等に関しては、8種類の機械名を覚えていれば得点可能な問題です。

法37条の製造の許可が最後に出題されたのが平成14年度の本試験になり、10年ぶりの出題になります。

今後も出題される可能性があるので、8つの機械名はしっかりと暗記する必要があります。

なお、設問のEでは、「つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーン」という例示であり、条文上は、「つり上げ荷重が**3トン以上**の移動式クレーン」が基準になります。

[法 42 条] 譲渡等の制限等

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	⑤

[条文] (法 42 条)

特定機械等以外の機械等で、一定の危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

□ 労働安全衛生法第 42 条により、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないとされているものとして掲げた次の機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）のうち、誤っているものはどれか。

[R1 年-9A~E]

【POINT】

全部で約 50 種類あるので、正誤の判断は難解。

考え方と一つとして、

厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないとされているもの

ということで、極めて危険でリスクが伴うものと考えることができます。

つまり、設問の中で危険やリスクが少ないものを正解肢（誤っているもの）として選ぶのも一つの判断材料になります。

□ プレス機械又はシャアの安全装置

[正解 R1 年-9A]

【POINT】

プレス機械とは、圧をかける機械。

シャアとは、切断する機械

ということで大きな危険が伴います。

□ 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置

[正解 R1 年-9B]

【POINT】

丸のことは、回転させながら切断する機械。これも危険な機械。

□ 保護帽

[正解 R1年-9C]

【POINT】

保護帽そのものではなく、保護帽に欠陥があれば、命にかかわることになるので、これもしっかりとした規格が必要になります。

□ 墜落制止用器具

[正解 R1年-9D]

【POINT】

⇒墜落を制止する器具である安全带（建設業等の高所作業において使用）でこれも命に係わるもので危険な機械。



□ 天板の高さが1メートル以上の脚立

[誤り R1年-9E]

【POINT】

脚立に関しては、その長さが長いもので4メートル程度であり、上記の（A）～（D）に比べると、「厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備」は上げ過ぎるので誤りは、（E）になります。

[法 43 条] 譲渡等の制限

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—

[選択式…H22 年]

労働安全衛生法第 43 条においては、「動力により駆動される機械等で、作動部分上の【 D 】又は動力伝導部分若しくは调速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で【 E 】してはならない。」と規定されている。

D：突起物 E：展示

[法 44 条 1 項・2 項] 個別検定及び形式検定

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—

[選択式 H30 年]

労働安全衛生法第 44 条の 2 第 1 項では、一定の機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない旨定めているが、その機械等には、クレーンの過負荷防止装置やプレス機械の安全装置の他【 E 】などが定められている。

E：ろ過材及び面体を有する防じんマスク

【POINT】 個別検定と形式検定

譲渡等の制限等に係る機械等のうち	
個別検定の対象となる機械等	形式検定の対象となる機械等
登録個別検定機関	登録形式検定機関
第二種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器等の機会を製造し、または輸入した者	クレーンの過負荷防止装置、プレス機械の安全装置防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付き呼吸用保護具等を製造し、または輸入した者
個々に検定を行う	形式について検定を行う

[法 45条] 定期自主検査

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	⑤	—

□ 労働安全衛生法第45条に定める定期自主検査に関して、事業者は、現に使用している動力プレスについては、1年以内ごとに1回、定期的に、労働安全衛生規則で定める自主検査を行わなければならないとされているが、加工材料に加える圧力が3トン未満の動力プレスは除かれている。

[誤り H30年-9A]

⇒後半を削除すれば正解です。

【POINT】後半の規定はないので誤りです。

■特定自主検査の対象となる機械等

- 動力により駆動されるプレス機械
- フォークリフト
- 不整地運搬車
- 車両系建設機械
- 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車
- 有機溶剤作業を行っている場所で稼働させている局所排気装置



高所作業車

□ 労働安全衛生法第45条に定める定期自主検査に関して、事業者は、現に使用しているフォークリフトについては、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、労働安全衛生規則で定める自主検査を行わなければならないとされているが、最大荷重が1トン未満のフォークリフトは除かれている。

[誤り H30年-9B]

⇒後半を削除すれば正解です。

【POINT】後半の規定はないので誤りです。

□ 労働安全衛生法第 45 条に定める定期自主検査に関して、作業床の高さが 2メートル以上の高所作業車は、労働安全衛生法第 45 条第 2 項に定める特定自主検査の対象になるので、事業者は、その使用する労働者には当該検査を実施させることが認められておらず、検査業者に実施させなければならない。

[誤り H30 年-9C]

⇒「なり、」

⇒「認められている。」

【POINT】

定期自主検査とは、定期的に自社の労働者での検査が可能な検査のことをいいます。後半の論点が誤りです。

□ 労働安全衛生法第 45 条に定める定期自主検査に関して、屋内作業場において、有機溶剤中毒予防規則に定める第 1 種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等を用いて行う印刷の業務に労働者を従事させている事業者は、当該有機溶剤作業を行っている場所で稼働させている局所排気装置について、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、定められた事項について自主検査を行わなければならない。

[正解 H30 年-9D]

【POINT】

この問題の内容を把握している受験生はほとんどいませんが、H30 年 9E の保存期間の問題が明らかに誤りなので、必然的に正解になります。

□ 労働安全衛生法第 45 条に定める定期自主検査に関して、事業者は、定期自主検査を行ったときは、その結果を記録し、これを 5 年間保存しなければならない。

[誤り H30 年-9E]

⇒「3年間」

【POINT】

定期自主検査に関しての検査結果の保存期間は、全て 3 年間です。

[法 59 条] 安全衛生教育

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	②	—	—	②	—	—	—	②	②	—	—	—	—

□ 派遣就業のために派遣される労働者に対する労働安全衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づき、**いわゆる雇入れ時の安全衛生教育の実施義務については**、当該労働者を受け入れている派遣先の事業者に課せられている。

[誤り H27 年-9B]

⇒ 「派遣元の事業所に課せられている」

【POINT】

労働者派遣法 45 条（派遣中の労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担区分）により、雇入れ時の安全衛生教育は、「派遣元」の事業者が行います。

□ 派遣就業のために派遣され就業している労働者に対する労働安全衛生法第 59 条第 3 項の規定に基づき、**いわゆる危険・有害業務に関する特別の教育の実施義務については**、当該労働者を派遣している派遣元の事業者及び当該労働者を受け入れている派遣先の事業者の双方に課せられている。

[誤り H27 年-9C]

⇒ 「派遣先のみに課せられている。」

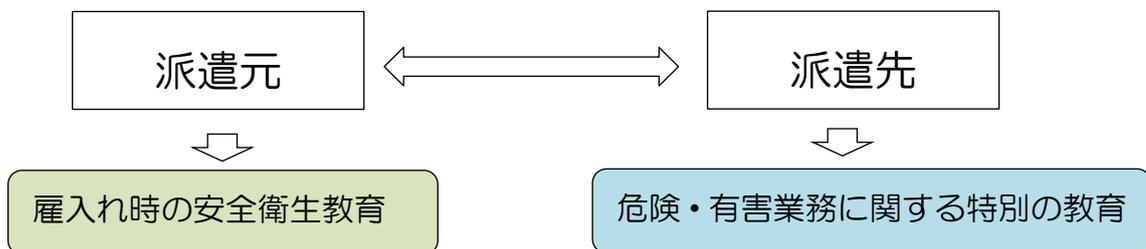
【POINT】

根拠条文は、平成 27 年 9B と同じです。

特別の教育の実施義務は、派遣先の事業者のみに課せられています。

危険・有害業務に関する具体的、実務的な内容は、派遣元では対処できないので、派遣先において行われます。

[派遣労働者の安全衛生教育の実施義務]



□ 労働安全衛生法第 59 条第 1 項に規定するいわゆる雇入れ時の安全衛生教育は、派遣労働者については、当該労働者が従事する「当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項」（労働安全衛生規則第 35 条第 1 項第 8 号）も含めて、派遣元の事業者がその実施義務を負っている。

[正解 H26 年-10E]

【POINT】 派遣労働者		
	派遣元	派遣先
雇入れ時の教育	○	×
作業内容変更時の教育	○	○
特別教育	×	○
職長等の教育		

□ 労働安全衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づくいわゆる雇入れ時の安全衛生教育の実施の義務は、派遣先事業者及び派遣元事業者の双方に課せられている。

[誤り H19 年-9D]

⇒ 「派遣元事業者に課せられている。」

□ 労働安全衛生法第 59 条第 2 項の規定に基づくいわゆる作業内容変更時の安全衛生教育の実施の義務は、派遣先事業者のみに課せられている。

[誤り H19 年-9E]

⇒ 「派遣元及び派遣先の事業者双方に課せられている。」

【POINT】	
安全衛生教育の実施	実施義務者
雇入れ時	派遣元事業者
作業内容変更時	派遣元事業者 + 派遣先事業者
特別の安全衛生教育の実施	
危険・有害業務に関する特別の教育の実施	実施義務者
	派遣先事業者

□ 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、労働安全衛生法第 59 条第 2 項の規定に基づく作業内容変更時の安全衛生教育は派遣元事業主及び派遣先事業主が、同条第 3 項の特別の安全衛生教育は派遣先事業主が、それぞれ行わなければならない。

[正解 H17 年-8A]

□ 労働安全衛生法第 59 条及び第 60 条の安全衛生教育については、それらの実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該教育が法定労働時間外に行われた場合には、当然割増賃金が支払われなければならない。

[正解 H26 年-10B]

□ 労働安全衛生法上、雇入れ時の健康診断の対象となる労働者と雇入れ時の安全衛生教育の対象となる労働者は、いずれも常時使用する労働者である。

[誤り H17 年-8B]

⇒ 「それぞれ異なる。」

【POINT】	
健康診断・安全衛生教育	対象者
雇入れ時の健康診断の対象となる労働者	常時使用する労働者
雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育の対象となる労働者	全業種 すべての労働者

パート・アルバイトも含めて対象になります。

□ **事業者は、労働者を雇い入れたときは、労働安全衛生規則に定める事項について安全衛生教育を行わなければならないが、業種が燃料小売業である場合は、雇い入れた労働者すべてを対象として、①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事、②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事、③作業手順に関する事、④作業開始時の点検に関する事については安全衛生教育を省略することができる。**

[誤り H22年-10A]

屋内・工業的業種に該当⇒省略不可

⇒「省略することができない。」

【POINT】

安全衛生教育の教育項目は、全部で8つあり、そのうち設問の4項目に関しては、屋内産業的業種でかつ非工業的事業場の場合、省略することができます。

もう一つ省略できる場合は、教育項目の全部又は一部に十分な知識・技能を有する労働者は、その項目を省略することができます。

[教育内容]

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及び取扱い方法
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法
- ③ 作業手順
- ④ 作業開始時の点検
- ⑤ 業務により発生するおそれのある疾病の原因及び予防
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持
- ⑦ 事故等における応急措置及び退避
- ⑧ その他安全衛生のために必要な事項

□ **事業者は、労働者の作業内容を変更したときは、労働安全衛生規則に定める事項について安全衛生教育を行わなければならないが、当該事項の全部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者であっても、その全部の事項についての安全衛生教育を省略することはできない。**

[誤り H22年-10B]

⇒「全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。」

[法 59 条 3 項] 特別教育

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	○	②	—	—	—	○	—	—	—	—	—

[条文] 法 59 条 3 項（特別教育）

事業者は、**危険又は有害な業務**で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する**安全又は衛生のための特別の教育**を行わなければならない。

□ **事業者は**、最大荷重が 1 トン未満のフォークリフトの運転の業務については、労働安全衛生法第 59 条第 3 項のいわゆる**特別教育を行わなければならない**。

[正解 H21 年-10C]

【POINT】特別教育の対象業務

- 最大荷重 **1 トン未満**のフォークリフトの運転
- つり上げ荷重 **1 トン未満**の移動式クレーンの運転
- アーク溶接等の業務
- 小型ボイラーの取扱い
- 建設用リフトの運転

□ **事業者は**、廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉の設備の保守点検等の業務に労働者を就かせるときは、労働安全衛生規則第 592 条の 7 に規定する科目について特別の安全衛生教育を行わなければならないが、当該科目の一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者であっても、その科目についての特別の安全衛生教育を省略することはできない。

[誤り H22 年-10C]

⇒ 「に関しては」

⇒ 「省略することができる。」

□ **事業者は**、建設用リフトの運転の業務に労働者を就かせるときは、その業務に関する特別の安全衛生教育を行わなければならないが、その業務に関する特別の安全衛生教育を行ったときは、当該教育の受講者、科目等の記録を作成して、3 年間保存しておかななければならない。

[正解 H22 年-10D]

□ **事業者は**、労働安全衛生法第 59 条第 3 項の規定に基づく安全又は衛生のための特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、これを 2 年間保存しておかなければならない。

[誤り H17 年-8C]

⇒「3 年間保存」

□ 労働安全衛生法第 59 条第 3 項の規定に基づく安全又は衛生のための特別の教育の実施に要する時間は、業務との関係が深く、労働時間と解されるが、同条第 1 項の規定に基づく雇入れ時の安全衛生教育が法定労働時間外に行われた場合には、労働基準法第 37 条の規定に基づく割増賃金を支払うまでの必要はない。

[誤り H17 年-8D]

⇒「割増賃金を支払わなければならない。」

【POINT】

雇入れ時の安全衛生教育の時間も当然労働時間になり、法定労働時間を超えたら割増賃金の支払いが必要になります。

□ **事業者は**、所轄都道府県労働局長が労働災害の発生率等を考慮して指定する事業場について、労働安全衛生法第 59 条又は第 60 条の規定に基づく安全又は衛生のための教育に関する具体的な計画を作成しなければならず、また、当該事業者は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに行ったこれらの規定に基づく安全又は衛生のための教育の実施結果を、毎年一定の期日までに、所定の様式により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

[正解 H26 年-10D]

【POINT】

労働安全衛生法 59 条は、「安全衛生教育、特別教育」

労働安全衛生法 60 条は、「職長等の教育」の内容になります。

上記に関する計画を毎年 4 月 30 日までに報告する必要があります。

[法 60 条] 職長等の教育

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-

[条文] 第 60 条（職長等の教育）

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

□ 労働安全衛生法第 60 条に定める職長等の教育に関する規定には、同法第 59 条に定める雇入れ時の教育（同条第 1 項）、作業内容変更時の教育（同条第 2 項）及び特別の教育（同条第 3 項）に関する規定と同様に、その違反には罰則が付けられている。

[誤り H26 年-10C]

⇒ 「罰則が付されていない。」

【POINT】

違反内容	罰則
職長等の教育	罰則なし
雇入れ時の教育・作業内容変更時の教育	50 万円以下の罰金
特別の教育	6 月以下の懲役又は 50 万以下の罰金
黄リンマッチ・ベンジジン等の製造等	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金
許可を受けずにジクロロベンジジン等の製造許可物質を製造	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

□ **運送業の事業者は、新たに職務に就く職長に対して、作業方法の決定及び労働者の配置に関する事、労働者に対する指導又は監督の方法に関する事等について安全衛生教育を行わなければならない。**

[誤り H22年-10E]

⇒「安全衛生教育を行う必要はない。」

【POINT】運送業は、職長等の教育の対象業種ではないので誤りになります。

■職長等の教育対象業種

- ① 建設業
- ② 製造業（一定のものを除く）
- ③ 電気業
- ④ ガス業
- ⑤ 自動車整備業
- ⑥ 機械修理業

[法 61 条] 就業制限

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

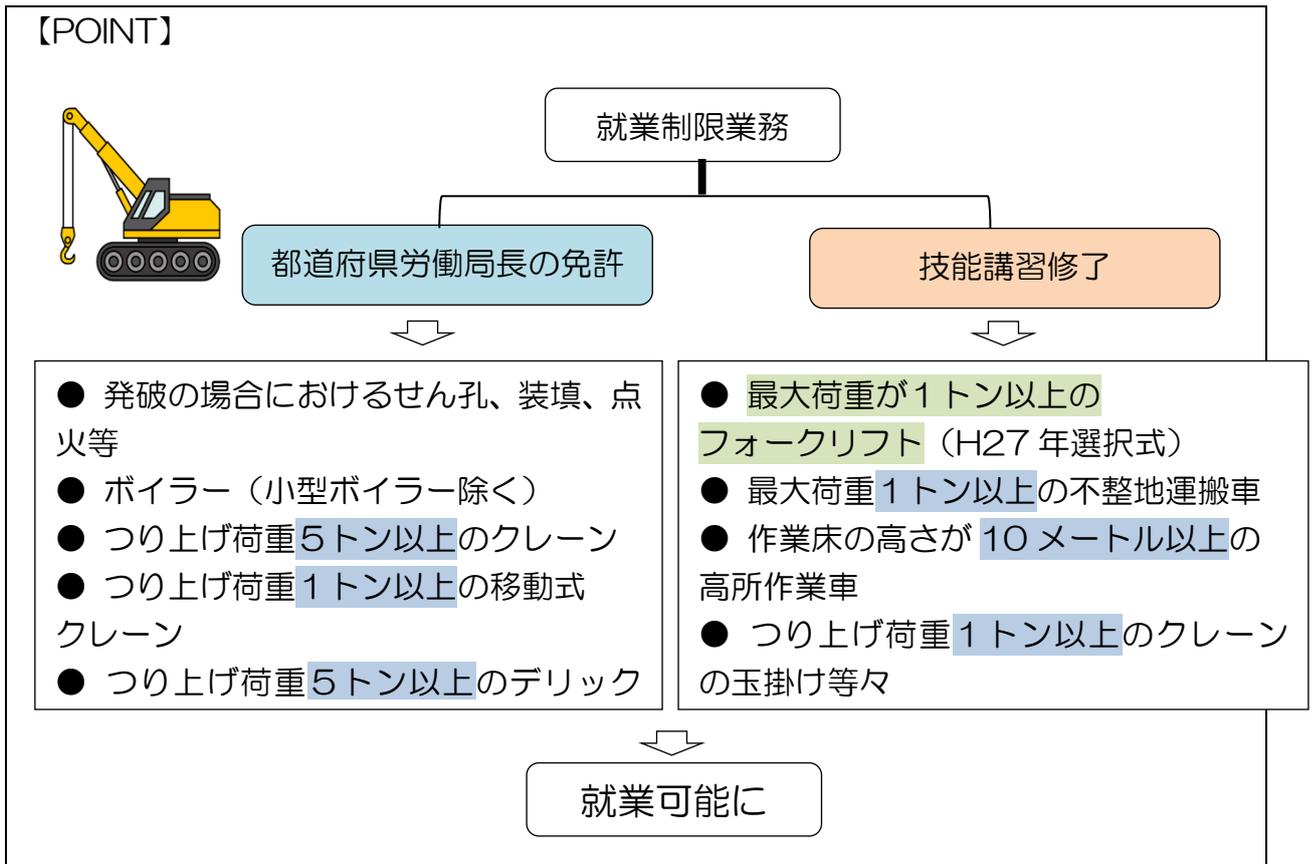
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	③	○	—	—	—	—	◎	⑤	—	—	—

[選択式 H27 年]

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、労働安全衛生法施行令第 20 条で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ当該業務に就かせてはならないが、労働安全衛生法施行令第 20 条で定めるものには、ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務、つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務、【 E 】などがある。

E：最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が 1 トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

【POINT】



□ 産業労働の場において、事業者は、例えば最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うフォークリフト運転技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないが、個人事業主である事業者自らが当該業務を行うことについては制限されていない。

[誤り H28年-10A]

⇒個人事業主も適用される。

□ 労働安全衛生法第61条第1項に定める資格を有しない個人事業主が、当該事業場の倉庫内で、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務に就いた場合については、労働安全衛生法の罰則規定は適用されない。

[誤り H21年-10E]

⇒「適用される。」

【POINT】

最大荷重1トン以上のフォークリフト（設問では倉庫内）の運転の業務に資格を持っていない者（技能講習を修了していない者）を就かせた場合、罰則規定が適用されます。（50万円以下の罰金）

H27年 選択式出題（下記選択肢）

「最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務」

□ 各種商品卸売業及び各種商品小売業の事業者が、当該事業場の倉庫内で、労働者を最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務に就かせる場合については、労働安全衛生法第61条第1項に定める就業制限の適用は除外される。

[誤り H21年-10D]

⇒「就業制限は適用される。」

□ フォークリフト運転技能講習を受講しようとする者は、当該技能講習を実施する所轄労働基準監督署長に技能講習受講申込書を提出しなければならない。

[誤り H21年-10A]

⇒「技能講習を行う登録教習機関に」

【POINT】

技能講習に関しては、都道府県労働局長の登録を受けた者（登録教習機関）が技能講習を実施します。

要するに民間に委託しているということで、申し込み等に関しては登録教習機関になります。

□ フォークリフト運転技能講習を修了した者は、当該技能講習の修了により就くことができるフォークリフトの運転の業務に従事する場合は、フォークリフト運転技能講習を修了したことを証する書面を携帯している必要はない。

[誤り H21年-10B]

⇒「携帯しなければならない。」

□ 建設機械の一つである機体重量が3トン以上のブル・ドーザーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に係る就業制限は、建設業以外の事業を行う事業者には適用されない。

[誤り H28年-10B]

⇒建設業に限定されていない。

□ つり上げ荷重が5トンのクレーンのうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のものの運転の業務は、クレーン・デリック運転士免許を受けていなくても、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者であればその業務に就くことができる。

[正解 H28年-10C]

□ クレーン・デリック運転士免許を受けた者は、つり上げ荷重が5トンの移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に就くことができる。

[誤り H28年-10D]

⇒移動式クレーン運転免許を受けた者は

□ 事業者は、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務については一定の資格を有する者でなければ当該業務に就かせてはならないが、当該業務に就くことができる者は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う高所作業車運転技能講習を修了した者でなければならない。

[正解 H22年-9E]

□ 作業床の高さが5メートルの高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務は、高所作業車運転技能講習を修了した者でなければその業務に就くことはできない。

[誤り H28年-10E]

⇒10メートル

[法 65 の 3] 作業の管理

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[選択式…H17年]

いわゆる過労自殺に関する最高裁判所のある判決によれば、「労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のところである。労働基準法は、労働時間に関する制限を定め、労働安全衛生法65条の3は、作業の内容等を特に限定することなく、同法所定の事業者は労働者の健康に配慮して労働者【 D 】を適切に【 E 】するように努めるべき旨を定めているが、それは、右のような危険が発生するのを防止することをも目的とするものと解される。」と述べられている。

D：の従事する作業 E：管理

[法 65 の 4] 作業時間の制限

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—

[選択式…H23年]

労働安全衛生法第 65 条の4においては、「事業者は、【 E 】その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、厚生労働省令で定めるものに従事させる労働者については、厚生労働省令で定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。」と規定されている。

E：潜水業務

[法 65 条] 作業環境測定

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

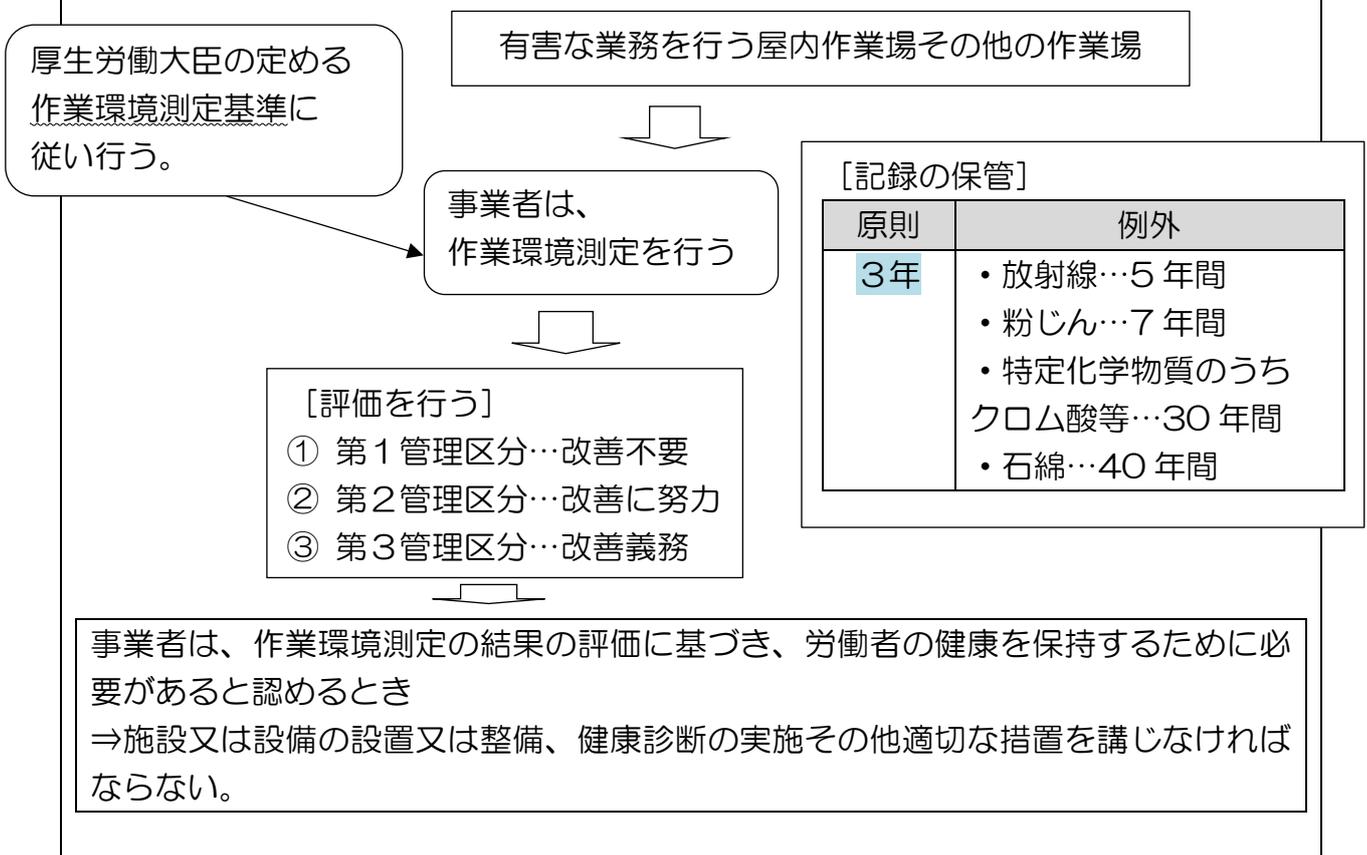
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	◎	-	-	-

[条文] 法 65 条（作業環境測定）

①事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。（中略）

⑤都道府県労働局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる

【POINT】 作業環境測定の流れ



[選択式 H28年]

労働安全衛生法第 65 条の3は、いわゆる労働衛生の3管理の一つである作業管理について、「事業者は、労働者の【 E 】に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。」と定めている。

E：健康

□ 都道府県労働局長は、労働安全衛生法第 65 条の規定により、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、作業環境測定を実施すべき作業場その他必要な事項を記載した文書により、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

[正解 H23年-9A]

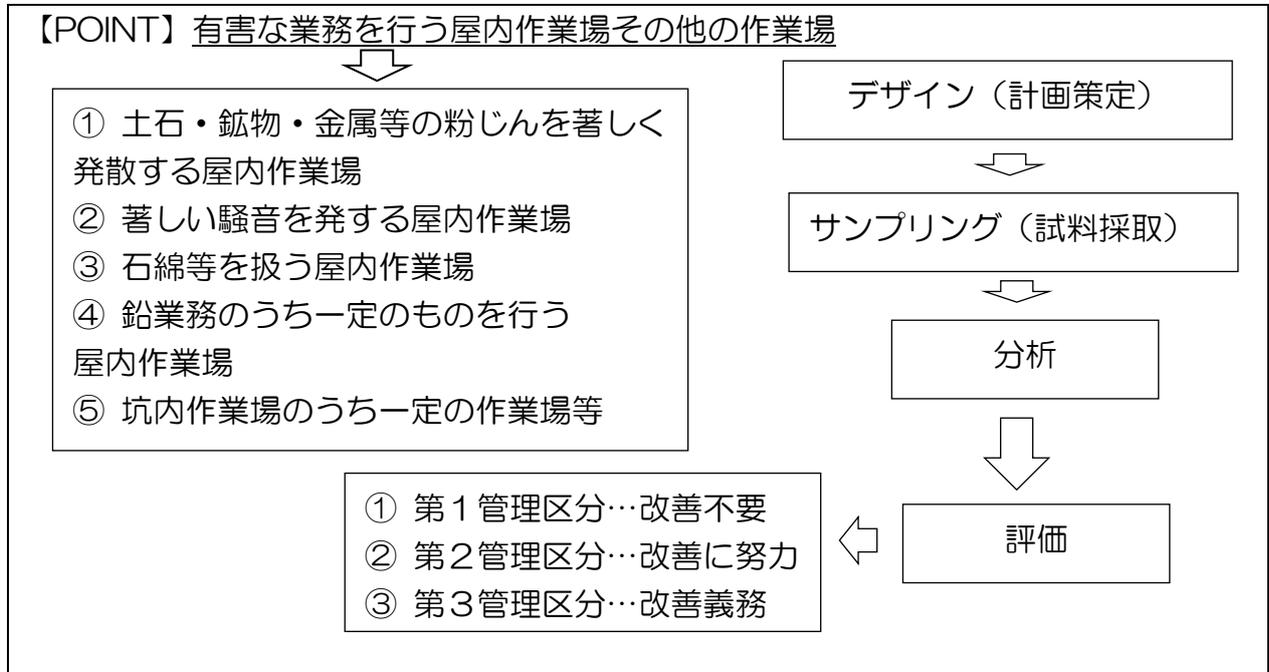
【POINT】「労働衛生指導医」が労働安全衛生法で出てくる箇所が2か所あります。



■労働衛生指導医は、都道府県労働局のもとに置かれているので、「労働衛生指導医」と「都道府県労働局長」はセットで出題されます。

□ **事業者は**、労働安全衛生法第 65 条の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、**施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。**

[正解 H16 年-10D]



〔法 66 条〕 一般健康診断

〔出題実積〕 ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	②	—	—	—	◎	—	—	◎	④	—	—	—	⑤

□ 事業者は、常時使用する労働者に対し、定期に、所定の項目について医師による健康診断を行わなければならないとされているが、その費用については、事業者が全額負担すべきことまでは求められていない。

〔誤り R1年-10A〕

⇒「求められている。」

健康診断そのものの費用（病院に支払う費用）

【POINT】

労働安全衛生法の義務に基づいて実施される健康診断の費用は、事業者が負担することになります。

受診義務のある短時間労働者に対する費用も事業者が全額負担になります。

□ 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、所定の項目について医師による健康診断を行わなければならないが、医師による健康診断を受けた後、6カ月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目については、この限りでない。

〔誤り R1年-10B〕

⇒「3カ月を経過しない者を雇い入れる場合において」

□ 期間の定めのない労働契約により使用される短時間労働者に対する一般健康診断の実施義務は、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上の場合に課せられているが、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数のおおむね2分の1以上である者に対しても実施することが望ましいとされている。

[正解 R1年-10C] (平成5年12月1日基発663号)

【POINT】一般健康診断の対象者				
一般健康診断				
雇入時	定期健康診断	特定業務従事者	海外派遣労働者	給食従事者
常時使用される労働者（正社員）及び 短時間労働者（同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上）				
■短時間労働者（無期契約もしくは1年以上の有期契約）				
短時間労働者				
<u>4分の3以上</u>	2分の1以上 ～4分の3未満		2分の1未満	
義務	実施が望ましい。		規定なし	

□ 産業医が選任されている事業場で法定の健康診断を行う場合は、産業医が自ら行うか、又は産業医が実施の管理者となって健診機関に委託しなければならない。

[誤り R1年-10D]

⇒「健診機関に委託することができる。」

【POINT】

必ずしも産業医が行う必要はありません。

■産業医の職務

- ①健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- ②作業環境の維持管理に関すること。
- ③作業の管理に関すること。(作業負荷強度の評価及び有害業務(危険有害化学物質の管理)の適正管理)
- ④労働者の健康管理に関すること。(疾病予防及び健康づくり等)
- ⑤健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- ⑥衛生教育に関すること。
- ⑦労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- ⑧過重労働者による健康障害防止(長時間労働者の面接指導・事後措置に係わる助言、勧告。)
- ⑨メンタルヘルスに関する事項(ストレス対策、関連疾患のケアに関する助言・指導。)

■産業医の職場巡視等

事業者から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることが可能となりました。
(巡視の頻度の変更には事業者の同意が必要です。)

□ 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、受診したすべての労働者の健康診断の結果を記録しておかなければならないが、健康診断の受診結果の通知は、何らかの異常所見が認められた労働者に対してのみ行えば足りる。

[誤り R1年-10E]

⇒「受診したすべての労働者に対して行わなければならない。」

【POINT】

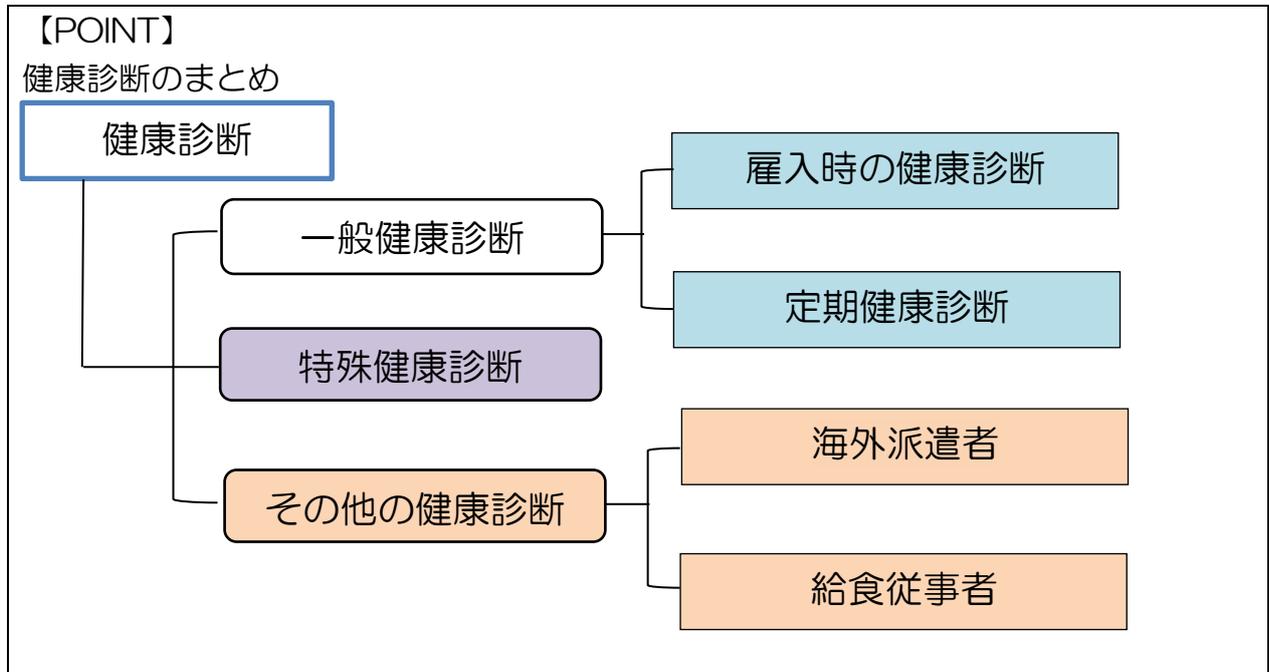
後半の論点のような規定はないため誤り。

健康診断を受けた労働者全員に対して、内容の如何に関わらずその結果を通知する必要があります。

[選択式…H26 年]

労働安全衛生法に基づく健康診断に関し、常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、【 D 】を行ったときは、遅滞なく、所定の様式による結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

D：労働安全衛生規則第 44 条の規定によるいわゆる定期健康診断



[選択式…H23 年]

事業者が労働安全衛生規則第 43 条の規定によるいわゆる雇入時の健康診断を行わなければならない労働者は、【 D 】労働者であって、法定の除外事由がない者である。

D：常時使用する

□ 派遣就業のために派遣され就業している労働者に対して行う労働安全衛生法に定める医師による健康診断については、同法第 66 条第 1 項に規定されているいわゆる一般定期健康診断のほか、例えば屋内作業場において有機溶剤を取り扱う業務等の有害な業務に従事する労働者に対して実施するものなど同条第 2 項に規定されている健康診断も含めて、その雇用主である派遣元の事業者による実施義務が課せられている。

[誤り H27 年-9D]

⇒ 「一般健康診断については、派遣元の事業者による実施義務が課せられ」

⇒ 「は、派遣先の事業者による実施義務が課せられている。」

【POINT】

平成 27 年 9B と同じく、派遣法 45 条に規定されています。

派遣元	派遣先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般健康診断 ・ 雇入れ時の安全衛生教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊健康診断 ・ 特別教育

考え方は、「安全衛生教育」と同じです。

□ 常時使用する労働者に対して、事業者による実施することが義務づけられている健康診断は、通常の労働者と同じ所定労働時間で働く労働者であっても 1 年限りの契約で雇い入れた労働者については、その実施義務の対象から外されている。

[誤り H27 年-10A]

⇒ 「その実施義務の対象となる。」

【POINT】平成 26 年 7 月 24 日の通達からの出題です。

期間の定めのある労働契約により雇い入れられた労働者であっても、契約期間が 1 年以上である者は、常時使用される労働者として健康診断の対象になります。

設問の「1 年限りの契約…」という表現は、「1 年契約」ということになり誤りになります。

□ **事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者については、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、労働安全衛生規則に定める項目について健康診断を実施しなければならない。**

[正解 H27年-10B]

特定業務に配置換えの際及び6カ月以内ごとに1回、医師による健康診断が必要

【POINT】特定業務従事者に関する問題です。

特定業務…（労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務）

- ① 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ② 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ③ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ④ 土石、獣毛等のじんあひまたは粉末を著しく飛散する場所における業務
- ⑤ 異常気圧下における業務
- ⑥ さく岩機、鉋打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ⑦ 重量物の取り扱い等重激な業務
- ⑧ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- ⑨ 坑内における業務
- ⑩ 深夜業を含む業務
- ⑪ 水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物質を取り扱う業務
- ⑫ 鉛、水銀、クロム、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務
- ⑬ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- ⑭ その他厚生労働大臣が定める業務

特定業務従事者に関する設問

□ **事業者は、高さ10メートル以上の高所での作業に従事する労働者については、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、労働安全衛生規則に定める項目について健康診断を実施しなければならない。**

[誤り H27年-10C]

⇒「健康診断を実施する必要はない。」

【POINT】設問の労働者は、特定業務従事者に該当しないので誤りになります。

□ 健康診断の受診に要した時間に対する賃金の支払について、労働者一般に対し行われるいわゆる一般健康診断の受診に要した時間については当然には事業者の負担すべきものとされていないが、特定の有害な業務に従事する労働者に対し行われるいわゆる特殊健康診断の実施に要する時間については労働時間と解されているので、事業者の負担すべきものとされている。

[正解 H27年-10E]

労働時間に該当	労働時間に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> 特殊健康診断の実施時間 安全衛生教育の実施時間 安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の実施時間 	<ul style="list-style-type: none"> 一般健康診断の実施時間

□ 事業者は、いわゆるパートタイム労働者に対しても、その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の3分の2以上の場合には、労働安全衛生法第66条に規定する健康診断を実施しなければならない。

[誤り H15年-9B]

⇒「4分の3以上の場合には」

【POINT】パートタイム労働者に対して一般健康診断を実施する必要がある場合
⇒週所定労働時間が、その事業所の同種の業務に従事する通常の労働者の週所定労働時間の4分の3以上である場合になります。

□ 事業者は、いわゆるパートタイム労働者に対しても、当該労働者が、期間の定めのない労働契約により使用され、その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である場合には、労働安全衛生法第66条に規定する健康診断を実施しなければならない。

[正解 H19年-10C]

□ 一般健康診断の検査項目としては、胸部エックス線検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査等の検査項目以外に業務歴の調査も含まれている。

[正解 H17年-9D]

【POINT】診断項目

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長・体重・腹囲・視力・聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

□ **事業者は**、強烈な騒音を発する場所における業務に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6カ月以内ごとに1回、定期的に、所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

[正解 H17年-9B]

【POINT】 特定業務従事者の健康診断（則45条）

特定業務従事者とは

- 強烈な騒音を発する場所における業務に従事する者
- 坑内における業務に従事する者
- 深夜業を含む業務に従事する者

上記に従事する者は、当該配置替えの際及び6カ月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない。

業務	特殊健康診断の実施時期
● 高圧室内業務・潜水業務	6カ月以内ごとに1回
● 放射線業務	6カ月以内ごとに1回
● 特定化学物質業務	6カ月以内ごとに1回 (一定項目は1年以内ごとに1回)
● 石綿等の取扱い等に伴う石綿の粉じんを発生する場所における業務	6カ月以内ごとに1回
● 鉛業務	6カ月以内ごとに1回 (一定項目は1年以内ごとに1回)
● 四アルキル鉛等業務	3カ月以内ごとに1回
● 有機溶剤業務	6カ月以内ごとに1回

四アルキル鉛等業務…3カ月以内ごと その他は…6カ月以内（例外あり）

□ **事業者は**、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6カ月以内ごとに1回、定期的に、所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

[正解 H17年-10D]

□ **事業者は、労働者を本邦外の地域に6カ月以上派遣しようとするとき又は本邦外の地域に6カ月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるとき（一時的に就かせるときを除く。）は、当該労働者に対し、所定の項目のうち医師又は歯科医師が必要であると認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。**

[誤り H19年-10E]

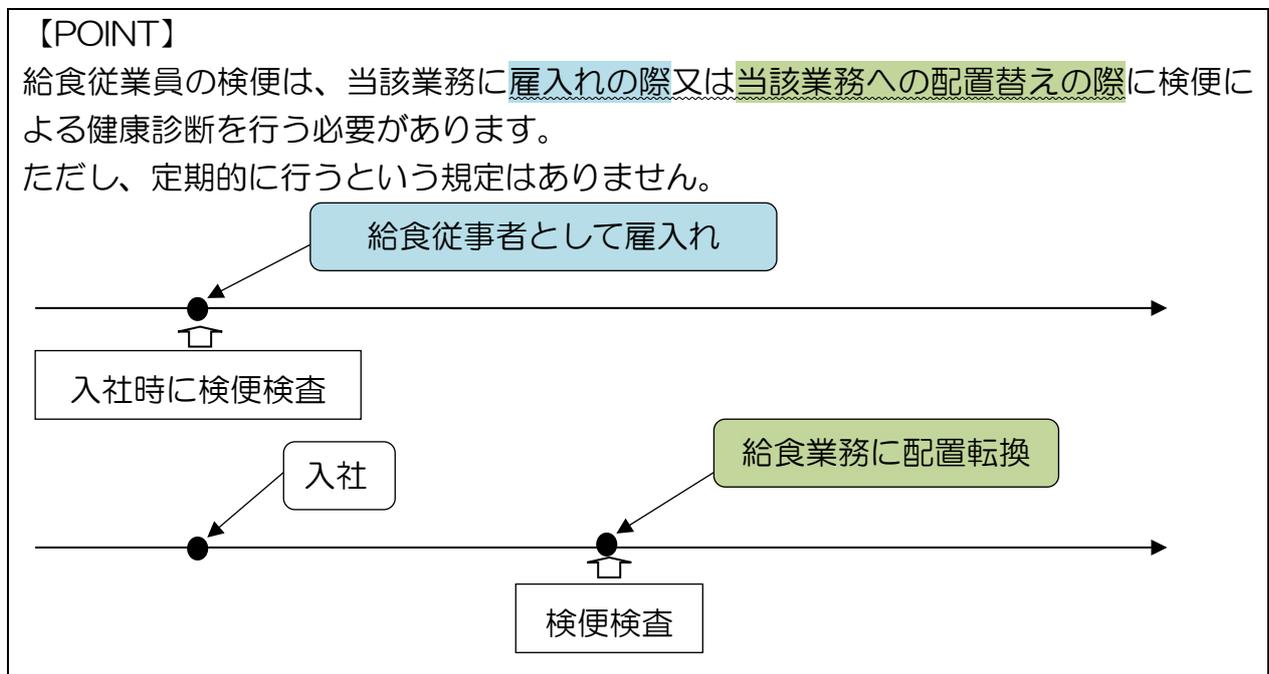
⇒「又は歯科医師」を除けば正しい。

【POINT】 海外派遣労働者の健康診断	
本邦外の地域に6カ月以上派遣しようとするとき～	本邦外の地域に6カ月派遣した労働者～
これから将来に向かって	既に、海外で働いていた場合
医師による健康診断を行う必要	
■ 歯科医師は含まれていません。	

□ **事業者は、事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際及び1年以内ごとに1回、定期的に、検便による健康診断を行わなければならない。**

[誤り H15年-9A]

⇒「及び1年以内ごとに1回、定期的に」を削除すれば正しい。



〔法 66 条 3 項〕 歯科医師による健康診断

〔出題実績〕 ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

□ 常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、歯及びその支持組織に関し、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

〔誤り H15 年-9D〕

⇒ 「事業者は、一定の業務に従事する常時使用する労働者に対し、

⇒ 「6 月以内ごとに 1 回」

【POINT】

歯科医師による健康診断は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対して行います。

常時 50 人以上の労働者を使用する事業者に限定しないので誤りになります。

合わせて、歯科医師による健康診断は上記労働者に対して

- 雇入れの際
- 当該業務への配置替えの際
- 当該業務について後 6 月以内ごとに 1 回定期的に
行う必要があります。

□ 事業者は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務について後 6 月以内ごとに 1 回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

〔正解 H16 年-10E〕

[法 66 条の 3] 健康診断の結果の記録

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

□ 労働安全衛生法第 66 条の 2 の深夜業に従事する労働者から、同条の自ら受けた健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者は、当該健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成し、これを 5 年間保存しなければならない。

[正解 H17 年-10E]

【POINT】

深夜業に従事する常時使用され労働者で自ら受けた健康診断を受けた日前 6 月間を平均して 1 カ月当たり 4 回以上の深夜業に従事した労働者が対象になります。

□ 事業者は、労働安全衛生規則に基づいて作成すべき健康診断個人票を、5 年間保存しなければならない。

[正解 H19 年-10B]

□ 特定化学物質等障害予防規則では、事業者は、ベンゼンを製造し、又は取り扱う業務に常時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質等健康診断個人票については、当該労働者が当該事業場において当該業務に常時従事することとなった日から 30 年間保存するものとされている。

[正解 H17 年-9E]

【POINT】

健康診断個人票の保存期間

名称	保存期間
一般の健康診断個人票	5 年間
特定化学物質健康診断個人票	業務に常時従事することになった日から 30 年間
石綿健康診断個人票	業務に従事しないこととなった日から 40 年間

□ 常時使用する労働者が 40 人の事業場の事業者が、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行った場合、当該事業者は、その定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出する必要はない。

[正解 H20 年-9E]

【POINT】

定期健康診断結果報告書は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業者に提出が義務づけられています。

□ 事業者が労働安全衛生規則第 52 条の規定に基づき所轄労働基準監督署長に提出すべき定期健康診断結果報告書には、当該健康診断を当該事業場の産業医が行わず企業外の健康診断実施機関が実施した場合であっても、当該事業場の産業医の記名押印又は署名がなされなければならない。

[正解 H15年-9E]

【法 66 条の 4】健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

□ 労働者災害補償保険法に定める二次健康診断等給付のうち二次健康診断を受けた労働者から、当該健康診断実施の日から6カ月以内に当該健康診断実施の結果を証明する書面の提出を受けた事業者は、当該健康診断の結果についての医師からの意見聴取について、労働安全衛生法所定の手続を踏まなければならない。

[誤り H16年-10C]

⇒「3カ月以内」

⇒「医師又は歯科医師からの」

【POINT】労働者災害補償保険法 27 条（二次健康診断等給付の事業者の措置）

設問の労働安全衛生法の所定の手続きとは、当該結果（健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者のみ）に基づき当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師又は歯科医師の意見を聴かなければなりません。

□ 事業者は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項の規定によるいわゆる一般健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かななければならないが、その場合、健康診断措置指針によれば、産業医の選任義務のある事業場においては、当該事業場の産業医から意見を聴くことが適当であるとされている。

[正解 H16年-10B]

□ 都道府県労働局長は、労働安全衛生法第 66 条の規定により、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、実施すべき健康診断の項目、健康診断を受けるべき労働者の範囲その他必要な事項を記載した文書により、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

[正解 H23年-9C]

[法 66 条の 5] 健康診断実施後の措置

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	○	—	—	—	—	—	—	◎	○	—	—	—	—

[選択式…H26 年]

労働安全衛生法第 66 条の 5 においては、健康診断実施後の措置に関し、事業者は、健康診断の結果についての医師又は歯科医師の意見を勘案し、「その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の【 D 】又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第 7 条第 1 項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。」と規定されている。

D：衛生委員会若しくは安全衛生委員会

□ **事業者は**、労働安全衛生法第 66 条第 1 項の規定によるいわゆる一般健康診断（以下「一般健康診断」という。）の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴き、その意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければならない。

[正解 H17 年-9A]

条文上では、**医師又は歯科医師**になります。
H17 年は、他の選択肢等との絡みで正解になっています。

□ **事業者は**、労働安全衛生規則に定める健康診断については、その結果に基づき健康診断個人票を作成して、その個人票を少なくとも 3 年間保存しなければならない。

[誤り H27 年-10D]

⇒[5 年間保存しなければならない。]

□ いわゆる一般健康診断において、ある労働者が要精密検査と診断された場合、事業者は、当該一般健康診断実施義務の一環として、当該精密検査を、その責任において行わなければならない。

[誤り H15年-9C]

⇒「その責任において行う必要はない。」

【POINT】健康診断措置指針による健康診断後の再検査・精密検査の取扱い

一般健康診断	特殊健康診断
事業者を実施の義務なし	事業者を実施の義務あり

□ 一般健康診断において、毎月100時間以上の時間外労働を行わせている労働者について、血圧測定、血中脂質検査、血糖検査及びBMIのいずれの項目においても異常の所見があり、要精密検査と診断されたときは、事業者は、当該精密検査を、当該一般健康診断の一環として、その責任において行わなければならない。

[誤り H17年-9C]

⇒「その実施は義務づけられていない。」

【POINT】
設問のような規定はないので誤りです。
平成15年9Cの問題をアレンジした問題で、深読み不要の問題です。

□ 健康診断において、ある労働者が要再検査又は要精密検査と診断された場合、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一律には事業者
にその実施が義務付けられているものではないが、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質
障害予防規則等に基づく特殊健康診断として規定されているものについては、事業者
にその実施が義務付けられているので、その責任において行わなければならない。

[正解 H19年-10D]

【POINT】
特殊健康診断に関する再検査・精密検査の取扱いは、事業者を実施義務があるので正解です。

一般健康診断	特殊健康診断
事業者を実施の義務なし	事業者を実施の義務あり

□ 労働安全衛生法第 66 条の 5 第 2 項の規定に基づく指針（以下「健康診断措置指針」という。）によれば、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要であるとされている。

[正解 H16 年-10A]

[法 66 条の 8] 面接指導等

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
◎	○	—	④	—	○	—	⑤	—	○	—	—	—	—

法 66 条の 8（面接指導等）

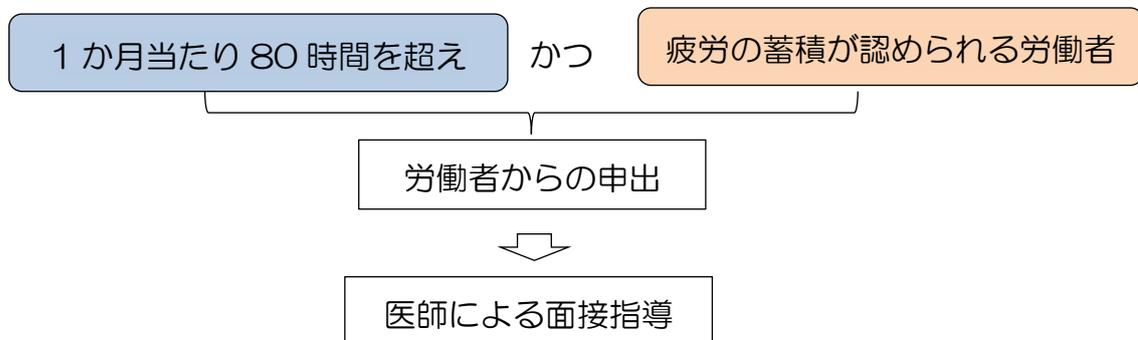
事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して省令で定める要件に該当する労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない。

[選択式…H18 年]

労働安全衛生法第 66 条の 8 の規定に基づき、事業者は、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 か月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、当該労働者の申出により、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。）を行わなければならない。また、労働安全衛生規則第 52 条の 3 第 4 項においては、産業医は、当該労働者に対して、当該申出を行うよう【 E 】することができる旨規定されている。

E：勧奨（平成 30 年 法改正 100 時間⇒80 時間）

【POINT】 面接指導



□ 派遣就業のために派遣され就業している労働者に対して労働安全衛生法第66条の8第1項に基づき行う医師による面接指導については、当該労働者が派遣され就業している派遣先事業場の事業者にその実施義務が課せられている。

[誤り H27年-9E]

⇒「派遣元事業場の事業者に」

【POINT】設問の面接指導に関しては、派遣元の事業者が義務を負います。

□ 事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対しては、本人の申出の有無にかかわらず、面接指導を実施しなければならない。

[誤り H21年-9A] (改題)

⇒「本人の申出により」

□ 事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者であって、法定の除外事由に該当しないものに対し、労働安全衛生規則で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

[正解 H25年-8A] (改題)

□ 産業医の選任義務のない常時50人未満の労働者を使用する事業場の事業者であっても労働安全衛生法第66条の8の適用があり、同条に定める措置を講ずる必要があるので、国が労働安全衛生法第19条の3に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業（地域産業保健センター）を利用して、面接指導を実施することができる。

[正解 H21年-9B] 改題

【POINT】

労働安全衛生法第66条の8	労働安全衛生法19条の3
面接指導	国の援助

法19条の3は、国の援助に関する条文

国は、第13条の2の事業場（産業医の適用のない事業場）の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

□ **事業者は**、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。また、当該記録は、労働安全衛生規則第52条の5に定める事項のほか、当該労働者の健康を保持するために必要な措置についての医師の意見を記載したものでなければならない。

[正解 H21年-9E]

□ **事業者は**、面接指導の決果に基づき、法定の事項を記載した当該面接指導の決果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

[正解 H25年-8B]

□ 面接指導の対象となる労働者が、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う法定の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出した場合においても、事業者が行う面接指導を必ず受けなければならない。

[誤り H25年-8C]

⇒ 「必ずしも受ける必要はない。」

【POINT】	
原則	例外
事業者が行う面接指導を受けなければならない。	希望しない場合は、他の医師の行う所定の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、事業者の行う面接指導は不要。

□ **事業者は**、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かななければならない。

[正解 H21年-9D]

□ **事業者は**、面接指導の決果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かななければならない。

[正解 H25年-8E]

□ **事業者は**、面接指導の決果に基づく医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）への報告その他適切な措置を講じなければならない。

[正解 H25年-8D]

【POINT】

面接指導の結果に関する労働者に対する措置は、一般健康診断、特殊健康診断、臨時の健康診断、自発的健康診断も同様です。

- 就業場所の変更
- 作業の転換
- 労働時間の短縮
- 深夜業の回数の減少等の措置

□ ~~都道府県労働局長は、労働安全衛生法第66条の8の規定により、労働者の精神的健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、面接指導を受けるべき労働者の範囲その他必要な事項を記載した文書により、事業者に対し、面接指導の実施その他必要な事項を指示することができる。~~

[誤り H23年-9C]

【POINT】

設問のような面接指導に関して「精神的健康を保持する～」というような規定はないので、誤りになります。

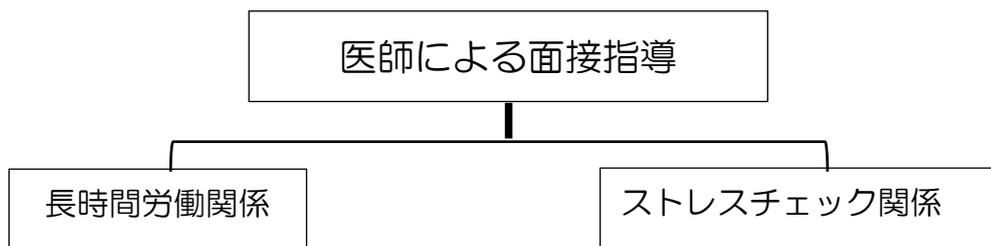
繰り返し読む必要のない設問です。

□ 労働安全衛生法第66条の8第1項に規定するいわゆる長時間労働者に対する面接指導に関し、**産業医は**、所定の要件に該当する労働者に対して、面接指導の申出を行うよう勧奨することができる。

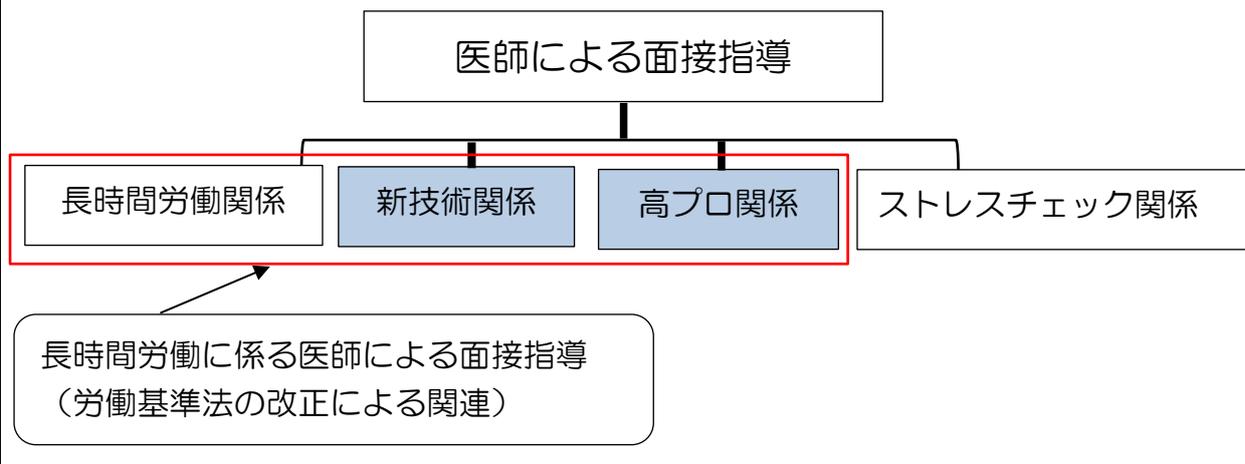
[正解 H19年-10A]

【POINT】 産業医や勧奨という用語に注意する必要があります。

【POINT】 H30年 法改正 医師による面接指導



[平成30年 法改正により追加…新技術関係、高プロ関係]



[平成 30 年 法改正 新設]

[法 66 条の 8 の 2]

事業者は、「新たな技術、商品または役割の研究開発に係る業務」に従事する労働者であって、その労働時間が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超える者に対し、労働者からの申出の有無にかかわらず、医師による面接指導を行わなければならない。

1 か月当たり時間外、休日労働が 100 時間を超える労働者

(ただし、農業、畜産、水産業等に従事する者、管理監督者、機密事項取扱者、監督署長から監視断続労働の許可を得た者、新技術・商品・役務の研究開発業務従事者さらにいわゆる高度プロフェッショナル制対象の者を除く。)

長時間労働に係る面接指導の場合は、80 時間になります。

[法 66 条の 8 の 4]

事業者は、「高度プロフェッショナル制度」により労働する労働者であって、その健康管理時間が当該労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超えるものに対し、労働者からの申出の有無にかかわらず、医師による面接指導を受けなければならない。

健康管理時間：高プロ対象者が、

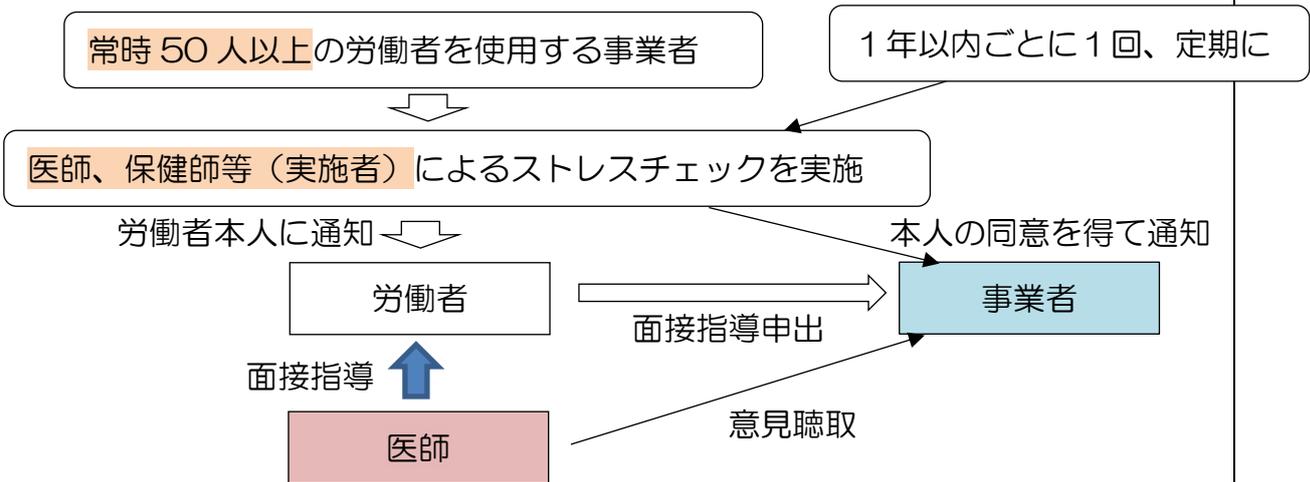
「事業場内にいた時間」と「事業場外において労働した時間」の合計の時間

【法 66 条の 10】 心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック）

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
該当なし（H28 年改正）										◎	—	⑤	—

【POINT】 ストレスチェックの流れ



事業者は、医師の意見を勘案して、下記の項目を講じる必要があります。

事業者は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、

- 就業場所の変更
- 作業の転換
- 労働時間の短縮
- 深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか
- 当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

面接指導を行うのは、**医師**のみです。

[選択式…H28 年]

労働安全衛生法第 66 条の 10 により、事業者が労働者に対し実施することが求められている医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査における医師等とは、労働安全衛生規則第 52 条の 10 において、医師、保健師のほか、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は【 E 】とされている。

E：精神保健福祉士

【POINT】平成 30 年 8 月に上記のストレスチェックの実施者に、厚生労働大臣が定めるものを修了した**歯科医師**及び**公認心理師**が追加されています。

□ 常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、ストレスチェックを行わなければならない。

[正解 H30 年-10A]

□ ストレスチェックの項目には、ストレスチェックを受ける労働者の職場における心理的な負担の原因に関する項目を含めなければならない。

[正解 H30 年-10B]

【POINT】 ストレスチェックの項目

「職場のストレス要因」

「心身のストレス反応」

「周囲のサポート」の 3 つの領域が含まれていることが必要になります。

□ ストレスチェックの項目には、ストレスチェックを受ける労働者への職場における他の労働者による支援に関する項目を含めなければならない。

[正解 H30 年-10C]

□ ストレスチェックの項目には、ストレスチェックを受ける労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目を含めなければならない。

[正解 H30 年-10D]

□ ストレスチェックを受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならないので、ストレスチェックを受けていない労働者を把握して、当該労働者に直接、受検を勧奨してはならない。

[誤り H30 年-10E]

⇒「勧奨することはできる。」

【POINT】

人事権等を持つ監督的地位にある者は、ストレスチェックの検査の実施事務に従事することはできませんが、未検者を把握して受検を勧奨することはできます。

〔法 69 条〕 健康教育等

〔出題実績〕 ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〔選択式…H20 年〕

労働者の健康の保持増進のための措置として、労働安全衛生法第 69 条第 1 項では、「事業者は、労働者に対する【 D 】その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない」とされている。

また、事業者が講ずるこれらの措置は、危険有害要因の除去のための措置とは異なり、その性質上、労働者の努力なくしては予期した効果を期待できないものであることから、同条第 2 項では、「労働者は、前項の事業者が講ずる措置を【 E 】して、その健康の保持増進に努めるものとする」とされている。

D：健康教育及び健康相談 E：利用

〔法 78 条〕 安全衛生改善計画の作成の指示等

〔出題実績〕 ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
②	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

□ **都道府県労働局長は**、労働安全衛生法第 79 条の規定により、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるとき（同法第 78 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が同項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときを除く。）は、安全衛生改善計画作成指示書により、事業者に対し、当該事業場の安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができる。

〔正解 H23 年-9D〕 改題

【POINT】

事業者は、**安全衛生改善計画**を作成しようとするときは、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには、労働者の過半数代表の**意見を**聴く必要があります。

□ **都道府県労働局長は**、労働安全衛生法の規定により事業者に対し安全衛生改善計画を作成すべきことを指示した場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、併せて、当該計画の実施状況について、一定の期間ごとに労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）による安全衛生監査を受けべきことを勧奨することができる。

[誤り H15年-10D]

⇒「安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを」

□ **都道府県労働局長は**、労働安全衛生法第79条第1項の規定に基づいて事業者に対して安全衛生改善計画の作成の指示をした場合において、専門的な助言を必要とすると認めるときは、同法第80条第2項の規定に基づき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

[正解 H18年-8D]（改題）

□ **労働安全コンサルタント試験は**機械、電気、化学、土木、建築の区分ごとに行われるが、これらの区分はコンサルタントとしての活動分野を限定するものではなく、**例えば「化学」の区分で試験に合格した者が、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、建築工事の安全についての診断及びこれに基づく指導を業として行うことができる。**

[正解 H18年-8C]

[POINT] 設問のポイントは、「化学」の区分で合格した者が、建築工事の安全についての診断及び指導が可能かどうかという点ですが、区分に関しては、コンサルタントとしての得意分野を示しているだけで、コンサルタントとしての活動を制限するものではありません。したがって正しい設問になります。

【POINT】

労働安全コンサルタント	労働衛生コンサルタント。
他人の求めに応じ報酬を得て、事業場の安全についての診断及び指導を行う。	他人の求めに応じ報酬を得て、事業場の衛生についての診断及び指導を行う。

□ 労働安全衛生法においては、コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならず、コンサルタントがこれに違反した場合には、厚生労働大臣はその登録を取り消さなければならない旨規定されている。

[誤り H15年-10E]

⇒ 「取り消すことができる。」

[法 80 条] 安全衛生診断

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—

[選択式…H26年]

労働安全衛生法第 80 条 2 項においては、都道府県労働局長は、同法第 79 条第 1 項の規定に基づき事業者に対して安全衛生改善計画の作成の指示をした場合において、専門的な助言を必要とすると認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを【 E 】ことができる旨規定されている。

E：勧奨する

[法 88 条] 計画の届出等

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
⑥	—	—	—	—	○	—	③	—	—	—	—	—	—

【POINT】 計画の届出

届出内容	届出期限	届出先
① 下記の業種で、電気使用設備の定格要領の合計が 300 キロワット以上のものにおける建設物・機械等の設置、移転又は主要構造部分の変更に係る届出 ・ 製造業（一定のものを除く） ・ 電気業 ・ ガス業・自動車整備業・機械修理業	工事開始 30 日前まで	労働基準監督署長
② 危険又は有害な作業を必要とする機械等、危険な場所において使用する機械等、危険又は健康障害を防止するため使用する機械等の設置、移転又は主要構造部分の変更に係る届出		
③ 特に大規模な建設業に係る届出 ● 高さ 300m以上の塔の建設 ● 堤高 150m以上のダムの建設 ● 最大支間 500m以上の橋梁の建設の仕事 ● 長さ 3000m以上のずい道等の建設の仕事 ● ゲージ圧力 0.3 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事	仕事開始 30 日前まで	厚生労働大臣
④ 建設業（③を除く）及び土石採取業の仕事に係る届出	仕事開始 14 日前まで	労働基準監督署長

[平成 27 年法改正…平成 26 年 12 月 1 日施行]

上記の①の届出の義務が廃止

□ 労働安全衛生法第 88 条第 1 項ただし書の規定により、同法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置並びに労働安全衛生規則第 24 条の 2 の指針（以下「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」という。）に従って事業者が行う自主的活動を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、同法第 88 条第 1 項の規定による建設物等の設置等の計画の届出をしなくてもよいこととされているが、同条第 2 項の規定に基づく機械等の設置等の計画の届出については、免除されるものではない。

[誤り H18 年-10A]

⇒「免除される。」

【POINT】

上記表の②の届出に関して、下記の措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者については、その届出が免除されます。

- 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に従って事業者が行う自主的活動

□ 事業者は、労働安全衛生法第 88 条第 2 項の規定に基づき、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに厚生労働大臣に届け出なければならず、厚生労働大臣は届出のあった当該仕事の計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をし、審査の結果必要があると認めるときは、当該届出をした事業者の意見をきいた上で、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告をすることができる。

[正解 H25 年-9A]

【POINT】

特に大規模な建設業の仕事に係る計画に関しては、仕事の開始の日の 30 日前までに厚生労働大臣に計画の届出が必要になります。

□ 労働安全衛生法第 88 条第 1 項ただし書の規定による労働基準監督署長の認定を受けようとする事業者は、労働安全衛生規則第 87 条に規定する同法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置並びに労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に従って事業者が行う自主的活動の実施状況について、4 人以上の安全に関して優れた識見を有する者又は衛生に関して優れた識見を有する者による評価を受けなければならない。

[誤り H18 年-10B]

⇒「2 人以上」

□ 労働安全衛生法第 88 条第 1 項ただし書の規定による労働基準監督署長の認定を受けた事業者は、認定に係る事業場ごとに、6 か月以内ごとに 1 回、実施状況等報告書に労働安全衛生規則第 87 条の措置の実施状況について行った監査の結果を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[誤り H18 年-10D]

⇒ 「1 年以内ごとに 1 回」

□ 建設業に属する事業者は、石綿等が吹き付けられている耐火建築物又は準耐火建築物における石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

[誤り H18 年-10E]

⇒ 「その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに」

□ 労働安全衛生法においては、労働基準監督官のみならず、産業安全専門官及び労働衛生専門官についても、同法の規定によるそれぞれの事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができることとされている。

[正解 H15 年-8C]

□ 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を労働安全衛生法第 65 条第 5 項の規定による作業環境測定の実施等の指示又は同法 66 条第 4 項の規定による臨時の健康診断の実施等の指示に関する事務その他の労働者の衛生に関する事務に参画させるため必要があると認めるときは、労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させることができる。

[正解 H25 年-9B]

□ 厚生労働大臣は、労働安全衛生法第 93 条第 2 項又は第 3 項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合に、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構に当該調査を行わせることができる。

[正解 H25 年-9C]

H28 年名称変更

「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」⇒「独立行政法人労働者健康安全機構」

□ **労働者は**、事業場に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

[正解 H18年-8A]

□ **都道府県労働局長又は労働基準監督署長は**、労働安全衛生法第98条第1項の規定に基づき作業の停止等を命ずる場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

[正解 H18年-8E]

□ **都道府県労働局長は**、労働安全衛生法第99条の2の規定により、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

[正解 H23年-9E]

[法 100 条] 報告等 他

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
○	—	②	—	—	—	○	②	○	—	—	○	—	—

□ 労働者が事業場内における負傷により休業した場合は、その負傷が明らかに業務に起因するものではないと判断される場合であっても、事業者は、労働安全衛生規則第 97 条の労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[正解 H29 年-8B]

業務災害以外の場合

【POINT】

「業務災害以外」の場合でも、事業場内での負傷による休業の場合は、「労働者死傷病報告書」の提出が必要です。

□ 事業者は、事業場の附属建設物内で、火災の事故が発生した場合、その事故による労働者の負傷、疾病又は死亡の労働災害がないときであっても、遅滞なく、その事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[正解 H20 年-9C]

【POINT】 事故報告

事業場又はその付属施設内で、火災、爆発又は建設物の倒壊事故等が発生した場合、事業者は遅滞なく、労働基準監督署長に「事故報告書」を提出しなければなりません。「労働者死傷病報告書」と絡めた設問ですが、負傷、疾病、死亡の労働災害がなくても提出が必要です。

□ 労働安全衛生法施行令第 1 条第 3 項で定めるボイラー（同条第 4 号の小型ボイラーを除く。）の破裂が発生したときは、事業者は、遅滞なく、所定の様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[正解 H25 年-9E]

□ 労働者が事業場内における負傷により休業の日数が 2 日の休業をしたときは、事業者は、遅滞なく、所定の様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[誤り H25 年-9D]

⇒「1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに」

□ **事業者は、労働者が事業場内において負傷、窒息又は急性中毒により休業した日数が3日であった場合、その労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。**

[正解 H20年-9A]

【POINT】

休業日数が4日に満たない場合には、1月～3月まで、4月～6月まで、7月～9月まで及び10月～12月までの期間における事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに提出しなければなりません。

期間	提出期限
1月～3月	4月30日
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	翌年1月31日

■死傷病報告書

労働者が労働災害により負傷、窒息、急性中毒により死亡又は休業した場合

日数	期限
休業日数4日以上	遅滞なく
休業日数4日未満	四半期ごとに最後の月の翌月末日まで

事業者は労働基準監督署長に「労働者死傷病報告書」を提出しなければなりません。

□ **派遣中の労働者が派遣就業中に労働災害により死亡し、又は休業した場合における労働安全衛生規則第97条の規定に基づく労働者死傷病報告の提出は、派遣先の事業者のみが行えば足りる。**

[誤り H16年-8C]

⇒ 「派遣元及び派遣先双方の事業者に提出義務がある。」

□ **労働基準監督署長は**、労働安全衛生法を施行するため必要があると認めるときは、同法に基づく規則により報告が義務づけられている事項（例えば労働安全衛生規則第 97 条第 1 項の規定に基づく労働者死傷病報告など）以外の事項であっても、事業者に対し、報告をさせる理由を通知することにより必要な事項を報告させることができる。

[正解 H15 年-8E]

【POINT】

「報告が義務付けられている事項以外であっても、事業者等に対して、報告をさせる理由を通知することによって、労働基準監督署長は、必要な事項を報告させることができる。」という内容です。

労働基準監督署長だけでなく、厚生労働大臣や都道府県労働局長にも適用されます。

□ **電気工作物を設けている者は**、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行う事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。

[正解 H24 年-10D]

【POINT】法 102 条のガス工作物等設置者の義務

例えば、ガス管や電気配線、石油配管が埋設、設置されているのを知らずに、破壊や破裂による労災が生じることのないように、工作物設置者は、その場所あるいは近辺で工事を行う事業者に対して、労災発生防止の教示を求められた時には、**教示**する必要があります。

【法 122 条】 両罰規定

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—

□ 労働安全衛生法は、基本的に事業者措置義務を課しているため、事業者から現場管理を任されている従業員が同法により事業者措置義務に違反する行為に及んだ場合でも、事業者が違反の責めを負い、従業員は処罰の対象とならない。

[誤り H29年-8A]

⇒「従業員も処罰の対象になる。」

【POINT】法 122 条の両罰規定に関する問題です。

□ 労働安全衛生法第 122 条のいわゆる両罰規定について、事業者が法人の場合、その法人の代表者がその法人の業務に関して同条に定められている各規定の違反行為をしたときは、当該代表者が「行為者」として罰せられるほか、その法人に対しても各本条の罰金刑が科せられる。

[正解 H26年-8C]

□ 労働安全衛生法第 122 条では、法人の代表者が同法の違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった場合には、同人も行為者として罰せられる旨の規定が置かれている。

[誤り H18年-8B]

⇒「安衛法では処罰規定がない。」

【POINT】法 122 条の両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、罰則に係る違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各罰則の規定による罰金刑を科する。

行為に関し罰則規定はありますが、設問のように違反行為を知り、対策を講じない場合には、労働安全衛生法では規定されていないため誤りになります。

(労働基準法では、規定あり。)

〔安衛則 117 条他〕 機械による危険の防止

〔出題実績〕 ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	⑤	—	—	—

□ **事業者は、**回転中の研削といしが労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆いを設けなければならない。ただし、直径が 50 ミリメートル未満の研削といしについては、この限りでない。

〔正解 H28 年-8A〕

【POINT】 安衛則「機械による危険の防止」

安衛則「機械による危険の防止」では、

- 原動機、回転軸等による危険の防止ベルトの切断による危険の防止
- 加工物等の飛来による危険の防止
- 掃除等の場合の運転停止等研削といしの最高使用周速度をこえる使用の禁止等々具体的に 80 近くの規定が記載されています。

平成 28 年問 8 (A~E) は、難問です。

常識で答えを考えて、後は割り切って処理していくしかありません。

常識で考えると、回転中の機械に覆いを設けるのは、当然の内容になります。

ただし書き以降の「直径 50 ミリメートル未満」は、大半の受験生が知らない内容なので、ここで悩む必要はありません。

□ **事業者は、**木材加工用丸のこ盤（製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）には、歯の接触予防装置を設けなければならない。

〔正解 H28 年-8B〕

【POINT】

「歯の接触予防装置を設けなければならない。」ということも常識的な内容です。

() の中の「除く」のか「含む」のかは、割り切るしかありません。

□ **事業者は、**機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

[正解 H28年-8C]

【POINT】

前段の機械の掃除等の際に、機械の運転を停止するのは当然のことです。ただし書き以降の論点は、運転の停止ができないような場合は、危険な箇所に覆いを設ける措置を行うということで、正しいと判断可能です。

（機械によっては、簡単に運転の停止ができないような場合が想定されます。）

□ **事業者は、**ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が接触するおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させなければならない。

[誤り H28年-8D]

⇒「当該労働者に手袋を使用させてはならない。」

【POINT】安衛則 111 条（手袋の使用禁止）

「事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。」

手袋をしたほうが安全のようにも思えますが、手袋をすることにより、回転する刃物に巻き込まれる可能性があるので使用禁止ということです。

□ **事業者は、**屋内に設ける通路について、通路面は、用途に応じた幅を有することとするほか、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すると共に、通路面から高さ 1.8メートル以内に障害物を置かないようにしなければならない。

[正解 H28年-8E]

【POINT】

屋内に設ける通路に用途に応じた幅を有すること等は、常識で判断可能です。

「1.8メートル以内に障害物…」の数字に関しては、問Aと同様、正誤の判断は付かないので割り切るしかありません。

派遣労働者に関する問題

[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
択一式で単発での出題あり（該当箇所に記載）												⑤	—

□ **派遣元事業者は、派遣労働者を含めて常時使用する労働者数を算出し、それにより算定した事業場の規模等に応じて、総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医を選任し、衛生委員会の設置をしなければならない。**

[正解 H30年-8A]

【POINT】

原則	特例
労働者の安全衛生管理は、雇用事業主が実施 (設問の場合は、 派遣元事業者)	派遣労働者の場合は、直接、指揮監督する 派遣先事業者 に対して、安全衛生法を適用

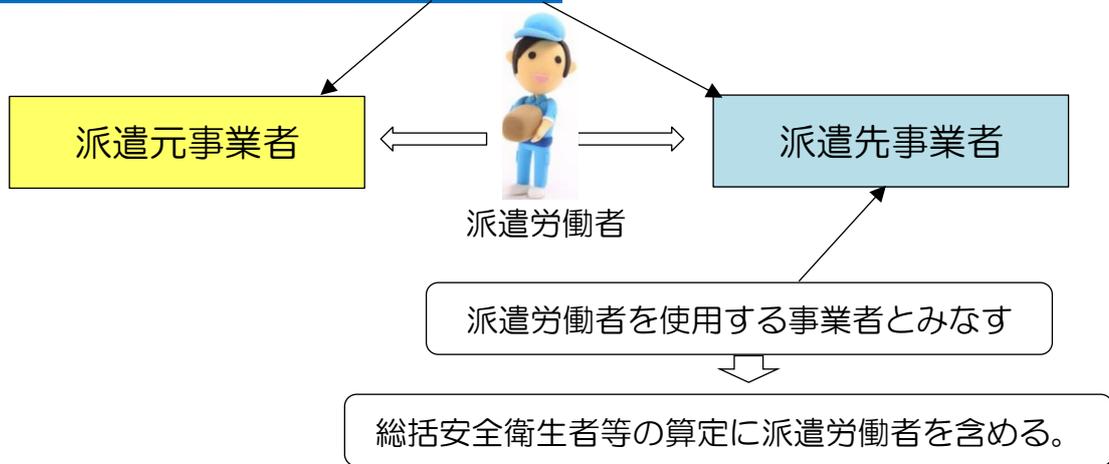
設問の場合は、**派遣元事業者**

労働者派遣法 45 条（（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

派遣労働者が派遣就業のために派遣されている**派遣先の事業**に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者とみなして、労働安全衛生法第 12 条（衛生管理者の選任）、第 13 条（産業医の選任）等を適用する。

設問の場合は、原則に関する問題ですが、特例に関する問題でも注意が必要です。

労働安全衛生法の総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医等の選任に関する算定は、派遣元、派遣先ともに算定人数にカウントします。



□ 派遣労働者に関する労働安全衛生法第 66 条第 2 項に基づく有害業務従事者に対する健康診断（以下本肢において「特殊健康診断」という。）の結果の記録の保存は、派遣先事業者が行わなければならないが、派遣元事業者は、派遣労働者について、労働者派遣法第 45 条第 11 項の規定に基づき派遣先事業者から送付を受けた当該記録の写しを保存しなければならず、また、当該記録の写しに基づき、派遣労働者に対して特殊健康診断の結果を通知しなければならない。

[正解 H30 年-8B]

【POINT】 派遣労働者の健康診断

（安衛法第 66 条第 2 項・第 3 項、安衛令第 22 条）

	派遣元	派遣先
・雇入時の健康診断 ・一般健康診断	○	△（一般健康診断）
・特殊健康診断	× ⇒結果の写しの記録保存 ⇒派遣労働者に結果を通知	○ ⇒結果の記録保存

■ 通達（平成 21 年 3 月 31 日・基発第 0331010 号）

派遣労働者の就業の場所は派遣先事業場であることから、派遣元事業者の依頼があった場合には、派遣先事業者は、当該事業場の労働者に対する一般健康診断を実施する際に併せて派遣労働者が受診できるよう配慮することが望ましい。

また、有害物質を扱う者の健康診断（特殊健康診断）は、派遣先企業に実施義務がある。

□ 派遣労働者に対する労働安全衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づく雇入れ時の安全衛生教育は、派遣先事業者の実施義務が課せられており、派遣労働者を就業させるに際して実施すべきものとされている。

[誤り H30 年-8C]

⇒「派遣元事業者に」

【POINT】 法 59 条（安全衛生教育）

①事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

□ 派遣就業のために派遣され就業している労働者に関する機械、器具その他の設備による危険や原材料、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するための措置は、派遣先事業者が講じなければならず、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業者を使用されないものとみなされる。

[正解 H30年-8D]

【POINT】

危険又は健康障害を防止するための措置は、「派遣先」が講じる必要があります。

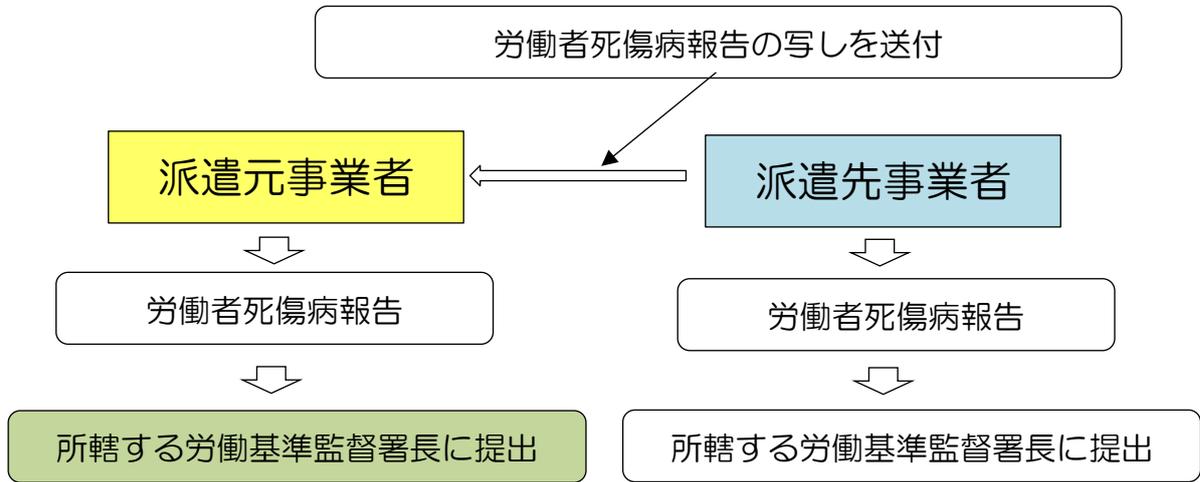
危険又は健康障害を防止するための措置の規定（法 20 条、22 条等）は、派遣先が、当該派遣労働者を使用する事業者として適用される。

なお、派遣先が、「機械等の安全措置等、派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を現場の状況に即し適切に実施すること」とされている。

□ 派遣元事業者は、派遣労働者が労働災害に被災したことを把握した場合、派遣先事業者から送付された所轄労働基準監督署長に提出した労働者死傷病報告の写しを踏まえて労働者死傷病報告を作成し、派遣元の事業場を所轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

[正解 H30年-8E]

【POINT】 派遣労働者が労働災害に被災した場合



労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出。(労働安全衛生規則第97条)

派遣労働者については、派遣元及び派遣先双方の事業者がそれぞれ所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。

派遣元事業者は、派遣労働者が労働災害に被災したことを把握した場合、派遣先事業者から送付された所轄労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の写しを踏まえて労働者死傷病報告を作成し、派遣元の事業場を所轄する労働基準監督署に提出する必要があります。